

総務企画委員会記録
<第3号>

平成22年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成22年7月2日（金曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成22年7月2日 金曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午後4時51分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第4号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 4 乙第5号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 5 乙第9号議案 工事請負契約について
- 6 乙第11号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
- 7 乙第12号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 8 乙第13号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 9 乙第14号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について
- 10 乙第15号議案 専決処分の承認について
- 11 乙第16号議案 専決処分の承認について
- 12 乙第18号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 13 陳情平成20年第60号、同第65号、同第76号、同第83号、同第85号から同第87号まで、同第91号、同第144号、同第150号、同第175号、同第190号、同第191号、同第200号、陳情平成21年第19号、同第38号、同第58号、同第59号、同第66号、同第69号、同第88号、同第91号の2、同第100号、同第103号、同第104号、同第110号、同第111号、同第120号、同第122号、同第128号、同第144号、同第147号、同第171号、同第174号、同第175号、同第201

号、同第202号、陳情第6号、第9号、第10号、第12号、第17号、第18号、第43号、第61号、第71号、第77号、第82号、第96号、第130号、第141号及び第142号

13 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	當間盛夫君
副委員長	山内末子さん
委員	島袋大君
委員	吉元義彦君
委員	照屋守之君
委員	浦崎唯昭君
委員	崎山嗣幸君
委員	新里米吉君
委員	前田政明君
委員	金城勉君
委員	糸洲朝則君
委員	新垣清涼君
委員	玉城義和君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	又吉進君
総務	部	長	兼島規君
人事	課	長	島田勉君

財 政 課 長	平 敷 昭 人 君
税 務 課 長	西 平 寛 俊 君
企 画 部 長	川 上 好 久 君
企 画 調 整 課 副 参 事	具 志 堅 清 明 君
交 通 政 策 課 長	下 地 明 和 君
地 域 ・ 離 島 課 長	川 本 栄 太 郎 君
文 化 環 境 部 自 然 保 護 課 班 長	城 間 章 君
農 林 水 産 部 畜 産 課 畜 産 環 境 対 策 監	与 古 田 稔 君
観 光 商 工 部 産 業 政 策 課 班 長	岸 本 尚 志 君
観 光 商 工 部 商 工 振 興 課 班 長	仲 程 哲 一 君
観 光 商 工 部 観 光 振 興 課 長	嵩 原 安 伸 君
土 木 建 築 部 用 地 課 班 長	大 城 勝 君
交 通 部 長	北 川 秀 行 君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案、乙第4号議案、乙第5号議案、乙第9号議案、乙第11号議案から乙第16号議案まで、乙第18号議案の12件、平成20年陳情第60号外51件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、総務部長、企画部長及び警察本部交通部長の出席を求めております。

まず初めに、甲第1号議案平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** ただいま議題となりました甲第1号議案平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）について、お手元にお配りしております平成22年度一般会計補正予算（第1号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、沖縄特別振興対策調整費に係る事業のほか、口蹄疫対策など緊急に対応を要する経費について、必要な予算を措置したところであります。

説明資料の1ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ50億9252万2000円で、これを既決予算額

6054億6300万円に加えますと、改予算額は6105億5552万2000円となります。歳入歳出予算の内容については、後ほど御説明いたします。

2 ページをお開きください。

歳入歳出財源内訳ですが、中ほどの歳入合計欄で説明いたしますと、国庫支出金31億3339万6000円、その他の特定財源 3 億4845万4000円、一般財源16億1067万2000円となっております。

3 ページをごらんください。

歳入内訳について御説明いたします。国庫支出金は31億3339万6000円で、主に沖縄特別振興対策調整費となっております。下段の繰入金は19億5912万6000円で、財政調整基金及び県有施設整備基金からの繰入金となっております。

以上、歳入合計は、50億9252万2000円となります。

4 ページをお開きください。

次に、歳出内訳について、性質別に御説明いたします。

投資的経費のうち普通建設事業費の補助事業費について、御説明いたします。

企画部の地域開発推進費 3 億7225万1000円は、先端医療の施設整備等に要する経費であります。次の農林水産部の不発弾等探査費5300万円は、土地改良事業に伴う不発弾等の探査に要する経費であります。一番下の観光商工部の観光施設整備事業費 1 億652万3000円は、多言語観光案内サインの整備に要する経費であります。

以上、普通建設事業費の補助事業費の合計は、5 億3177万4000円となります。

5 ページをごらんください。

単独事業費について、主なものを御説明いたします。

企画部の水産研究施設整備費 3 億4845万4000円は、県水産海洋研究センターの移転整備に伴う用地取得費や設計委託費等であります。次の農林水産部の1537万円は口蹄疫対策関連経費で、そのうち家保・家衛試施設備品整備費1332万円は、車両噴霧殺菌装置の購入に要する経費であります。

以上、普通建設事業費の単独事業費の合計は、3 億6382万4000円となり、補助事業費と単独事業費を合わせた普通建設事業費の合計は 8 億9559万8000円で、投資的経費の合計も同額となります。

6 ページをお開きください。

その他の経費について主なものを説明いたします。

まず、物件費ではありますが、企画部の13億9386万3000円は、那覇空港の国際物流拠点化に向けた情報発信等に要する経費であります。次の農林水産部の8236万4000円は、口蹄疫の侵入防止のための消毒薬の購入等に要する経費であります。一番下の観光商工部の 2 億4085万5000円は、かりゆしウエアを初めと

した県内縫製製品の商品力向上のための人材育成等に要する経費であります。

以上、物件費の合計は、17億1708万2000円となります。

7ページをごらんください。

維持補修費について、御説明いたします。

農林水産部の1917万1000円は、口蹄疫対策に要する経費となっており、このうち家畜改良増殖事業費1735万5000円は、口蹄疫の侵入に備え、貴重家畜を離島に避難させる際の避難先における畜舎の修繕に要する経費であります。

維持補修費の合計は、1917万1000円となります。

8ページをお開きください。

補助費等について、主なものを御説明いたします。

企画部の2つ目の交通運輸対策費3億9252万7000円は、小規模離島を対象とした航空運賃低減の社会実験に要する経費であります。農林水産部の2つ目の家畜畜産物流通対策費6億9539万9000円は、口蹄疫の影響により滞留する家畜の飼料代補助等に要する経費であります。

9ページをごらんください。

観光商工部の2つ目の一般観光事業費1億200万円は、沖縄観光に求められる環境対策の検討等に要する経費であります。観光宣伝誘致強化費11億7974万7000円は、観光客の増加を図るための緊急プロモーション及び民間等のノウハウを生かした元気プロジェクト等を実施するための経費であります。

以上、補助費等の合計は、24億6067万1000円となります。

物件費、維持補修費、補助費等を合わせたその他の経費の合計額は、41億9692万4000円となり、この額に投資的経費を加えた歳出合計は、50億9252万2000円となります。

以上で、甲第1号議案平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 まず、先端医療産業化基盤構築事業がありますけれども、具

体的にどのような事業なのか教えていただきたいんですけども。

○具志堅清明企画調整課副参事 ただいまの先端医療産業化構築事業についてでございますが、これは、新たな医療技術として今注目されております再生医療を沖縄県内に導入するために、基盤構築事業として導入を考えております。これは、最近の再生医療というのは、身体の機能を再生することを目指した医療でございますが、肝硬変とか脳梗塞などに自分の細胞を使って機能を回復させる新しい医療技術でございますが、本事業では大学関係者と連携していただいて、医療技術を県内に集積することを考えております。この再生医療につきましては、ことし6月一先月でございますが、閣議決定された新成長戦略のライフ・イノベーションによる健康大国戦略においても、再生医療等の先端医療技術の研究開発、実用化促進と位置づけておりますので、沖縄県はいち早くこういった成長戦略に沿って、そういった基盤整備を今回の事業でやりたいと考えております。

○山内末子委員 全く新しい分野ではありますけれども、これまでそういった技術に向けて研究を重ねていた事業所とか、そういうものが県内であるのかどうか、お願いいたします。

○具志堅清明企画調整課副参事 県内の病院では、再生医療分野の先端技術に取り組んでいる現状はございませんけれども、研究という段階で大学関係者等々の意見交換を重ねておりまして、研究に対する基盤はでき上がっております。

○山内末子委員 沖縄県も特化して、これをこれから進めていくということでしょうけれども、全国的にはどのような状況でありますか。

○具志堅清明企画調整課副参事 全国的に先端医療技術というのは、現在は大学病院等で一部研究として治療が行われておりますけれども、今回の事業については、民間病院への技術移転を観点にしておりますので、そういった取り組みについては、まだ全国でも先進的な取り組みになると思います。

○山内末子委員 それは県内でことしからやっていきますけれども、目標的なものは、どこまでこれを進めていくのかということをお願いいたします。

○具志堅清明企画調整課副参事 当事業の実施は、一応3年間の臨床研究を事

業の中に取り組んでおりまして、3年間県内で臨床研究を続けまして、臨床研究の中で事例を重ねて、3年後には県民の皆さんにもこういった治療が受けただけのような基盤ができるようにと考えております。

○山内末子委員 全く新しいということで、そういった形では全国的にも発信できるように頑張っていたいただきたいと思います。

あと何点か。離島体験学習促進事業についてお願いいたします。この事業の対象者ですけれども、それを具体的にお願いします。

○川本栄太郎地域・離島課長 本事業の対象者ですが、今年度に関しましては、沖縄本島の小学生200名程度を対象に実施したいと考えております。

○山内末子委員 どういう形でこの小学生の選出をなさっていくのか。

○川本栄太郎地域・離島課長 具体的な小学生の選出に関しましては、今後教育庁と関係部局、そして小学校との調整のもと選出をしていきたいと考えてございます。

○山内末子委員 これは民泊という形でいきますよね。その受け入れ体制とか、それについてはどのような形で整理をしているのか。これまでやってきた民泊に対してお願いをするのか、それとも新たなことも考えていますか。

○川本栄太郎地域・離島課長 児童生徒の宿泊につきましては、委員の御指摘のとおり民泊を中心に考えております。民泊による受け入れ体制ですが、現在、既に盛んに民泊を行っているところを中心に、また今後新たに始めたいというところに関しましても、地元自治体等のニーズや意向を踏まえて調整をしていきたいと考えております。

○山内末子委員 この民泊については、農家民泊についても、またほかの民泊についても、整合性、統一性がないということも含めて通達の分野ですとか、そういった形でもう少し整理をしないと、受け入れ体制のほうで大変混乱が起きてくると考えますけれども、その辺の整理についてはどのように考えていますでしょうか。

○川本栄太郎地域・離島課長 委員の御指摘の点に関しましては、旅館業法に

基づく営業許可の取得の件だと思っておりますが、これに関しましても各離島市町村における民泊の受け入れ実態等も確認しながら、また関係部局及び関係市町村等々と協議して地元のニーズ、意向、そして庁内の関係部局等の連携のもと協議して検討してまいりたいと考えております。

○山内末子委員 小学生が本当にいろんな体験をすることは大変子供たちにとっても大きな効果があると思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

次に、かりゆしウェアの件—かりゆしウェアスタイルブランド力向上推進事業、この事業の具体的な内容についてもう少しお願いします。

○岸本尚志産業政策課班長 沖縄県の衣類縫製製品を代表いたしますかりゆしウェアの製造枚数は、平成19年以降は3年連続前年実績を割り込みまして、非常に厳しい状況に陥っております。このことからかりゆしウェアの大きな課題となっております技術力、それから商品提案力の向上を図るために、縫製技術の向上と商品企画、縫製、販売をトータルでマネジメントできる人材の育成に向けた招聘派遣研修を実施いたします。また生産性の高い縫製工程モデルを構築しまして、効率化のおくれております生産プロセス、労務作業管理のシステム化を行います。さらに従来からのビジネスユースという枠にとらわれない試作品製作、大規模なイベントや公募コンテストと連動した幅広い周知活動、試作品を活用した県内外での市場調査を効果的に組み合わせまして、県内縫製製品のブランド力向上に向けた取り組みを行います。このことによりまして、県内の未開拓市場や県外市場への事業展開を図ってまいります。この効果としまして、かりゆしウェアの品質向上とさらなる県内縫製製品のブランド力の向上が図られ、県内未開拓市場、県外市場への事業展開が進み、ひいては県内衣料縫製業の持続的な発展につながるものと考えております。

○山内末子委員 かりゆしウェアについては、今全国的にもその名前も広がっておりますし、いろいろな形でもっと向上していくのかなと考えているんですけども、技術的な問題とか、デザインの問題とかという課題があると今おっしゃってましたけれども、それ以外にも、例えば価格の問題—やはり県民の皆さんからするとかりゆしウェアは高いんだというイメージが結構あるんですよ。そういった観点からもやはりその調整とか、今まで販路拡大については結構頑張っているとは思いますが、そういった価格の調整とかについては、県としては今までどのようなことをやってきたのか、お願いいたします。

○岸本尚志産業政策課班長 今のかりゆしウェアの工程は、まだコストがかかるような生産工程もございますので、今回のモデル事業によりまして、一貫生産を図るような工程を構築して、コスト削減にも価格低下にもつなげていきたいと考えております。

聞くとおとこによりまして、沖縄県内でプリントできる事業者が1社しかなく、県外のほうにプリント工程を持っていき、さらに沖縄に戻していると、その分価格が高くなっておりますので、そういった工程も含めまして今回見直して、モデルとして提示していきたいと考えております。

○山内末子委員 デザイン的には、本当にとってもかわいいデザインから沖縄らしさとか、それをすごくアピールするデザインがすごくふえていると思うんです。そういった観点から、ぜひ頑張ってくださいたい。男性の皆さんはほとんど夏場はそうですけれども、女性用のかりゆしウェアについては、本当にデザイン性を持ったものでないと、女性はなかなかみんなと同じものを着たくないという観点がありますので、男性より女性のほうはやはりそういう思いがとてもありますので、そういう意味ではつくったほうが早いという女性の皆さん多いんです。そういった観点からも含めて、どういう形で女性向けのかりゆしウェアのブランド性をもっと高めていくかということも含めて、もう少し頑張ってくださいたいと思います。

○岸本尚志産業政策課班長 今回の事業で女性向けの試作品を作成することも予定しております。さらに県外のファッションショーなどにも出展しまして、女性のニーズを取り込んでいきたいと考えております。

○山内末子委員 あと1点だけ。小規模離島空路利用活性化事業について。これは経済効果のための調査のための社会実験だということを聞いていますけれども、目的としては離島の皆さんのための経済効果なのか、それとも観光目的なのかという、その目的を少し教えていただきたいんですけれども。

○下地明和交通政策課長 この事業は、対象地域を中核病院がないとか、高校がないとか、そういう小規模離島を対象としていることからもおわかりになるかと思いますが、航空運賃を低減化することによって、離島住民の負担軽減を図ることを主目的にしております。また、あわせて、離島住民の負担軽減だけではなくて、交流人口をふやすことによって、その地域の活性化も図っていけ

ればということで、島外の人が離島を訪問する分も適用するという事で考えております。

○山内末子委員 この実験によって、どのくらいの利用者がふえるのか、その予測をしていますでしょうか。

○下地明和交通政策課長 現在、いろいろ自動車道の軽減措置だとか、いろいろ経験値を踏まえまして、3割程度ふえるという見込みで試算しています。

○山内末子委員 3割程度ふえるとなりますと、予算は大丈夫でしょうか。その中の予算で大丈夫でしょうか。

○下地明和交通政策課長 3割程度ふえるという試算をもとに事業費を提示していますので、大丈夫だと考えております。

○山内末子委員 観光も含めて、もちろん離島の皆さんたちもそうなんですが、観光を含めてとなると、そこで一泊していく一日帰りではなくて。今、離島には日帰りもできますので、行ったら泊まって帰ってくるというところまで考えて制度が利用できれば、さらにその地域の活性化につながっていくかと思えますけれども、そういった形での皆さんの考え方としては持っていないのでしょうか。

○下地明和交通政策課長 交通政策課としましては、こういう運賃の低減によって交流人口がふえるということであれば、そこに見返りを深めることによって、そういう宿泊する客がふえてくるであろうと。もう一点は、こういう機会に各地域がいろいろ知恵を絞っていただいて、そういうPRをしていただいて、呼び込むような努力をしてほしいと考えております。

○山内末子委員 それは離島の皆さんと、地域の皆さんと連携はとれていますか。努力してほしいと思っているだけで、あちらとの調整は済みますでしょうか。

○下地明和交通政策課長 予算も決まっておりましたので、具体的にここまで調整という段階には入っておりませんが、それぞれの市町村と話をして、この利用促進も含めてこれから話をしていきたいと考えております。

○山内末子委員 ぜひ大変よい機会だと思いますので、これがひいては地域の活性化につながるということで、民泊等も含めてその辺の整備をしっかりと連携をとりながら頑張っていたいただきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 この今回の補正予算の財源内訳、沖縄特別振興対策調整費などの活用がありますよね。これは、目的もそういう形で口蹄疫の緊急ということですが、この時期にこの補正予算というのは、景気対策とか経済対策みたいな要素もあるんですか。

○兼島規総務部長 今回の補正予算は、去年の例でいいますと、緊急経済対策等々があって6月補正予算というのは、御承知のとおり異例な措置なんですね。通常行いません。と申し上げますのは、財源がないからです。交付税が決定されるのが7月なものですから、どうしても6月補正予算はなかなか組めない事情があります。今回の補正予算は緊急経済対策の財源もないものですから、その辺の観点ではないです。1つは、今回沖縄特別振興対策調整費で組みましたけれども、今回沖縄特別振興対策調整費が約30億円ほど増額されています、当初予算で。そうしますと、いつもですと9月補正予算でとっているんですけれども、やはり6月補正予算で組んでもらって、年度内の執行ですので、それを早めたのが1つです。もう一点は、今回の口蹄疫等々を含めて緊急に要する経費が出たものですから、これにつきましては基金を取り崩して対応したということでございます。

ただ一点だけ、緊急経済対策関連で行っているのは、水産海洋研究センターです。これは地域活性化・公共投資臨時交付金で積んだやつを今回使ってますので、その点だけは緊急経済対策の一環かなということでございます。

○照屋守之委員 30億円沖縄特別振興対策調整費は上乘せということだよ。それでは残はどうなるんですか。この補正予算の。

○兼島規総務部長 残につきましては、9月補正予算で対応したいと思っております。

○照屋守之委員 この沖縄特別振興対策調整費の予算が幾らあって、この30億

円今回使って、その残りということは。

○平敷昭人財政課長 80億円予算、沖縄特別振興対策調整費があったわけですが、今回6月補正予算も含めまして計上しますと、残りは約12億7000万円ほどが残り、まだ計上していないのがあるということになります。

○照屋守之委員 具体的な内訳の中の沖縄観光力強化事業というものがありますよね。今タイミング的に非常によいのかなということもあるんですけども、これだけの金額をどこにどういう形で対応するのか、その内容を少し御説明ください。

○嵩原安伸観光振興課長 沖縄観光力強化事業でございますけれども、大きく緊急プロモーションと元気プロジェクトという2つの事業で構成されております。1つ目の緊急プロモーションでございますけれども、特に国外での沖縄の知名度が低いということがございますので、特に中国を中心にして、海外での沖縄の知名度を上げるためのプロモーションを実施していくことと、実際にお客さんを運んでくるチャーター便に対して支援を行うことを考えております。

もう少し具体的に申し上げますと、例えば中国の映画とか、ドラマとか、そういったものを沖縄で撮影すると、こういった事業に対しても支援を考えております。それから、上海万博が開催されておりますので、その期間中に2000万人ぐらいが上海万博に参加するといわれておりますけれども、その機会を活用しまして、交通広告であるとか、それから小売店だとか飲食店、そういったものを活用したプロモーションを今計画をしております。それから、今海外で申し上げましたけれども、国内対策としましては、修学旅行一非常に重要な分野でございますので、その旅行社の担当者を招聘しまして、体験型のメニューを開発してもらうための視察を行ってもらうとか、それから離島も含めましてチャーター便、国内の未就航地でありますとか、そういうところからのチャーター便に対する支援を一応計画をしております。あとは各種メディアを活用したプロモーションですね。そういったものを計画しています。

それから、もう一つの元気プロジェクトなんですけれども、これは誘客イベントとか、旅行商品の開発とか、そういったものの民間のノウハウを活用しまして、具体的には企画提案を公募しまして、例えばエンターテインメント系の誘客イベントでありますとか、それからスポーツツーリズムです。そういったもののイベントの企画に対して公募をして、提案に対して支援を行うということを考えております。それからもう一つ、外国人受け入れ体制の強化という観

点で、ITを活用した一最近携帯端末とか、そういったものが大分普及しておりますので、そういったものを活用した情報の提供でありますとか、あるいは具体的にコールセンターに電話をして、そこで多言語で対応できるようなシステムを構築するという、大体こういう事業になっております。

○照屋守之委員 このぐらい予算をかけていろんなことをやりますよね。その成果というか、これだけいろいろやって、いつごろはこうなるであろうとかという想定はしているんですか。

○嵩原安伸観光振興課長 効果測定に関しましては、最近国のほうからも厳しく言われておりまして、実際この事業の中に、効果の測定のための調査も入れてあります。このプロジェクトをやることによって、どれだけの効果が上がったのかとか、これは事後に検証できるように、そういう事業も入れて調査も入れて検証するというように考えております。

○照屋守之委員 私はこの検証とかではなくて、沖縄に入ってくる観光客がどのくらいふえるとか、金をかけたがその効果はよくわからないということではなくて、具体的に大体どれぐらいのアップを、そのような期待をしているとか、まだそこまでいってないとか、その辺の数字的なものですよ。

○嵩原安伸観光振興課長 国内外からのチャーター便を予定しておりますけれども、具体的には国際チャーター便で100便です。それから、国内チャーター便で50便を一応予算の範囲内で、今それだけの見込みをしております。それで国際チャーター便が、現在、273便予定されておりまして、4万人から5万人ぐらいの誘客を見込んでおりますけれども、具体的にはそれだけの数字は予想がされております。それから誘客イベントの開催に関連して、かなりの誘客があるかと思っておりますけれども、この辺も企画提案を受ける中で、より効果的なイベントを採択しまして、そこに対して支援をしていきたいなと考えております。

○照屋守之委員 これだけの沖縄特別振興対策調整費も含めた形で、予算を組んでやりますね。今後のこういう予算措置というか、これは私からすると、しっかり定期的に厳しい中で予算を組んで、やはりいろんなプロモーション事業も含めて継続していかないと、その効果はなかなかあらわれにくいと思うんですよね。だからその辺の計画性というか、予算措置というか、今後の展開はど

う考えていますか。

○嵩原安伸観光振興課長 今回平成22年度で30億円の増額がされた枠を活用させていただいておりますので、次年度以降、予算をどう確保していくか非常な課題だと認識しておりますけれども、平成23年度に向けて可能な限り、予算が確保できない誘客の部分とかMICEも力を入れていきたいと思っておりますけれども、そういった部分で来年度に向けては予算、関係省庁とも調整をしていきたいと思っております。

○照屋守之委員 今、世界が中国の観光客を非常にねらっているようで、とにかく世界各国が中国から観光客をとということでやっていますよね。それで日本も秋葉原とか、いろんな買い物とか、マスコミで見るとすごいなという思いがあって、この層以外にまたこの層まで観光ビザというのですか、仕組みがあって、日本にすればそれによって1500億円ぐらいの増額は見込めるということがありますよね。そのときに沖縄はどうするかなんだけれども、一生懸命おいでおいでと宣伝はしても、向こうが求めるものが沖縄になければどうしようもないわけですよね。だから、東京とかあの辺がよい、北海道がよいとかということになれば、それは幾らPRしても、我々の都合だけでやってもどうしようもないわけですよね。これはどうなんですか。これは、向こうの中国の側で沖縄が何ができるのかみたいな、そういうものもここに入っているんですか。要するに、向こうが何を求めてて、沖縄がそれを提供できるから沖縄にどんどんいらっしゃいということがなければ来ないわけでしょう。その辺は事業の中でどうなんですか。

○嵩原安伸観光振興課長 これまでも国際観光のモデル事業等を通じて、中国人にどういうニーズがあるかという把握に努めておりますけれども、その中で他の地域と違うところというのは、沖縄の海洋性のリゾート、この辺とかあるいは文化です。こういったものは非常に他県と差別化できるものだと考えておりますので、その辺を売りにしていろんなプロモーションにかけておりますけれども、今回実際中国からも北京が50便とか、あと内陸部の成都、重慶からもチャーター便が飛んできますし、そういった形で着々と中国対策は進めております。今回の事業の中で、銀聯（ぎんれん）カードを中国の方はよく使われるんですけれども、それについても、既に県内150カ所以上ありますけれども、それをさらに新規で100機導入できるような形で支援をして、ビザの緩和によって大体市場が10倍くらいにふえると予想を立てておりますけれども、沖縄県

はまだ七、八千人ですので、これが10倍にできるように、そういった取り組みをしてまいりたいと考えております。

○照屋守之委員 今何とかカードと言いましたか。もう少し細かく説明してください。

○嵩原安伸観光振興課長 銀聯（ぎんれん）カードといいまして、プリペイドといいますか、いわゆる電子マネーです。これは中国独自のカードでございまして、銀行にお金を預けておいてその範囲内使えるというものでして、例えば100万円預けていけば、それだけの範囲内で使えるということで、非常に中国人は好んでこのカードを使っていると聞いておりまして、実際に東京、秋葉原あたりとか銀座とか、そのカードの普及が相当進んでおります。

○照屋守之委員 総務部長、この観光入客なんて、今沖縄特別振興対策調整費がどうのこうのということで予算枠をするわけだけれども、やはり沖縄にとっても、経済も含めて死活問題ですよ。だから予算を組むときにも継続して、何か裁量とかでぼんぼんやって、ふやすような形にやってくださいよ。よろしくお願いします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 具体的に日中の観光客に来てもらうための努力の中で、ロケーションとか、そういう撮影をしながら誘致する方法があるという話もありましたけれども、北海道がそういうことで映画の影響を受けて、たくさんの観光客が来ていると聞いているんですけども、実際に県内でもそういう動きはあると聞いているんですけども、それについて少し説明していただければありがたいと思います。

○嵩原安伸観光振興課長 確かに北海道、それから秋田県、ロケ地になったということで非常に外国人観光客が増大しております。それで県内でも10年ぐらい前に香港のそういうロケの撮影がありましたけれども、この間10年間ありませんでした。ただ非常に沖縄の知名度も徐々に上がってきたこともありまして、中国を中心にして何件か沖縄でそういう映画のロケをしたいという一映画とかドラマですね、ということがありますので、その辺に対しては支援をしていき

たいと考えております。

○浦崎唯昭委員 実際にありますということですがけれども、具体的に最近動いている状況を私は聞いているんですけれども、具体的にはないですか。

○嵩原安伸観光振興課長 具体的に3件ほどあるようでございます。映画のタイトルで「天井の風」等ですね。そういったものが具体的にはございます。中国です。

○浦崎唯昭委員 このことについて、もう少し具体的にどういう撮影を予定しているかもおわかりになりますか。

○嵩原安伸観光振興課長 まだ具体的にはそこまではきてないようです。

○浦崎唯昭委員 ぜひ北海道の観光客でお見えになった、中国の富裕層の方になっているようですがけれども、影響は映画の撮影だと聞いていますので、具体的にこの3件があるようですがけれども、ぜひロケの関連の皆さんとも連携を密にさせていただいて、観光客誘致につなげるようによろしくお願いいたします。

それから、口蹄疫についてでありますけれども、このことについては先ほど総務部長からもお話がありましたとおり、6月補正予算の重要な補正予算の中身ということで、これは当然だろうと思っております。こういう口蹄疫とか伝染するものについては常日ごろからの対策が大事だと思うのですが、この口蹄疫騒動が起きない前のそういうことに対する対策というのは、本会議でも出ていたのでしょうか、聞いていないのですが。いわゆる宮崎騒動が出ない前の口蹄疫とかそういう風土病に対する、家畜に対する対策というのでしょうか、その辺はどのような状況だったのでしょうか。

○与古田稔畜産環境対策監 国においては、日ごろから海外での発生状況のプレリリースとか、そのようなことを一応PRしてございまして、動物検疫所におきましては、常時空港等の検疫、港の検疫、外国航路等ですがけれども、そういったことをやっております。県内の畜産農家においては、消毒の徹底とか、これは日ごろから指導ということでやっている状況でした。

○浦崎唯昭委員 これだけ大騒動になりまして、今のような状況での対策では十分なのかなという疑問があるんですが、一たん広まってしまうとこれ

だけ大変な状況になる。そういう中でお聞きすると、そんなに対策は立てられてないという感じを直感的にするんですが、常日ごろからの対策が大変大事だと思うのですけれども、この口蹄疫問題の間に、もう少し常日ごろの防疫体制というものに対してもっと見直して行って、対策を立てていくことが必要になってきているのではないのかなと思うのですけれども、どうでしょうかね。今までのあり方でよいのかということ疑問に思っているのですが。

○与古田稔畜産環境対策監 例えば国内で正常化しますと、海外からの侵入防止が重点になってくるかと思うのですけれども、まだ宮崎県への侵入経路が国において解明されていない状況がありまして、対策もなかなかとれない状況があるのかなと思うのですが、国外からの侵入防止対策を今後国がいろいろ考えてくれるかと思うのですが、十分に県としても検討していきたいと思っております。

○浦崎唯昭委員 まさにこういうものは、国も宮崎県の口蹄疫に対する侵入経路がまだはっきりしてないようでありまして、ぜひ常日ごろからこういう口蹄疫とか感染、病に対する対策というのを怠りなくやっておくのが大事であると、この口蹄疫問題が発したことで思っておりますので、ぜひ嚴重な注意をするようよろしくお願いいたします。

それからもう一つ、工業振興対策費。泡盛というお酒は全国にありますよね。全国でつくれますというか、ありますよね。

○仲程哲一商工振興課班長 全国でつくられているかは承知しておりません。

○浦崎唯昭委員 私は県外に行きまして、泡盛を注文をしたことがあるんです。そうすると、沖縄でできた泡盛ではないんですよ。泡盛はどこでもできる状況に法的にはなっているという説明をその酒屋で受けたのです。全国どこでも泡盛はできますということで、つくっている大きなメーカーもあるんですよ。そのことについてどんな感じですか。

○仲程哲一商工振興課班長 泡盛というものは定義があります。タイのお米を使うとか。それと本土でつくられている泡盛もタイ米でつくられているのか、ここら辺がわからないのですが。

○浦崎唯昭委員 タイ米か何米かは別にして、琉球泡盛、それからそうじやな

い泡盛もあるということは御理解できますか。

○仲程哲一商工振興課班長 本土のお酒については、今おっしゃっている泡盛については承知しておりません。

○浦崎唯昭委員 それではぜひ、泡盛が全国でできることに私たちもびっくりしているのですけれども、もう四、五年前からどこに行ってもあるから、沖縄から来ている泡盛かなと思ったら、そうではないんですよ。別のルートから、どこのメーカーでつくろうとも泡盛というものはできるようになっているのですよ。そういう意味で、県外出荷拡大に対しても大きな影響を受けていると思わざるを得ないのですよ。それで泡盛を注文したら出てきたのですよ。それが沖縄から出ている泡盛ではなく、どこかの大きなメーカーがつくっている泡盛なんですよ。ぜひその辺を調べていただいて、これは法的には泡盛というものができるといふ、それが頭に琉球泡盛なら泡盛、沖縄泡盛なら泡盛かもしれないけれども、県外での泡盛生産は法律の中ではできる状況なのか、この辺それぞれ調べていただきまして、全国に泡盛がつけられているということ調査していただいて、当委員会に出していただいて、そしてその辺についての対策というのか、考え方というのか、出していくべきではないのかと思うんですがいかがでしょうか。

○仲程哲一商工振興課班長 全国での泡盛を調査しまして、提供したいと思えます。

○浦崎唯昭委員 ありますので、ぜひ調べてもらって、皆さんの今の工業振興対策費の中でも1つの対策として考えるべき状況ではなかろうかと思えますけれども、それを十分お調べになってないようですので、調べていただいて、泡盛とはなんぞやということを考えていかないといけないのかなと思えますので、ぜひ調査のほうもよろしくお願いします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 さっきありましたけれども、小規模離島空路利用活性化事業で、これも一般質問しましたけれども、離島の妊婦の方とか、それから病気をされている方とかありますけれども、このところの対象というのは先ほどあ

った範囲で、これはそういう妊婦とかそういう病人の皆さんとかに対する特別に継続するための調査にはならないのですか。

○下地明和交通政策課長 この事業は、そういう特別な方々というよりも、離島の方々、特に小規模離島の方々、特に距離の遠い空路を利用せざるを得ないような方々の負担軽減を図ることによって、地域活性化につなげていきたいという趣旨で、特別な人たちを対象にするということではありません。

○前田政明委員 その中で一般が3割だったら、妊婦だとかその他をもっと下げるとか、そういう運用はできないの。

○下地明和交通政策課長 そのスキームは考えておりませんが、高校生に対しては島を出ざるを得ない状況がありますので、高校生に対しては特段に5割引きというスキームをつくっております。

○前田政明委員 定住ということになりますと、先ほどやりましたけれども、ここに住むという面では、かなり安心して子供が産めると。そういう面では、妊婦検診含めてこう定住をするという意味では、ここは出て行って、先島離島の経済活性化その他を含めて、新しい子供が安心して産めるという面で当面の問題として活用できるならば、そのところを思い切って一具体的な市町村での補助助成も不十分な点があるわけですから、もし活用できるならば、本当にそういう面でこの離島から出産やその他のために、以前、与那国のやつでもやりましたけれども、数少ない子供を産む年代の方々が移住せざるを得ない状況があるものですから、そういう面で小規模離島空路利用活性化事業ということになると、そのところを現実的に適用できれば、今の課題としても穴が埋められるんじゃないかなと思ったものですから、もしそういうことができるならば、ひとつ考えていただきたいということでもあります。

○下地明和交通政策課長 そういう個々のケースについては検討しておりませんでしたので、事業としてやれるかどうか、検討させていただきたいと思えます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 さっきの沖縄観光力強化事業の緊急プロモーションに関してですが、中国の位置づけですけれども、今度の一般質問、代表質問でも幾つか出ていたんですが、中国の旅行市場を沖縄県としてどう位置づけているかということですね。基本的なところを少し伺わせてください。

○嵩原安伸観光振興課長 毎年つくっておりますビジットおきなわ計画の中でも、中国市場につきましては、重点地域と位置づけて非常に積極的に取り組んでおります。

○玉城義和委員 嵩原観光振興課長は非常に長い間観光商工部におられて、非常に専門的で期待をしておりますので頑張ってください。

中国というのは、これを見ても、年間の海外観光に出ている海外旅行者数も3500万人という日本の1700万人と比べると約2倍ぐらいの数が、実際中国人が外に出ていることがあって、これからのことを考えると、それこそ10何億人という人口ですから、今の経済的な条件を考えるとすさまじい数の旅行者がふえてくるであろうと。それで海外で中国人が使っている旅行費用にしても、日本円にして3兆5000億円ぐらいの金を使っているわけです。これも世界で5位と6位とかという非常に高いランクで、海外に出っていくのも5位、6位ぐらいで一以前はベスト5に入るぐらいのすさまじい勢いで中国は伸びているわけですね。そういう意味でいえば、北海道にしても、千葉県にしても、福岡県にしても、文字どおり中国人客の奪い合いというか、日本の各県も中国人に的を絞って、ホテルのマネージャーも中国人に変えてみたり、いろんな人間関係を含めて中国人客をターゲットに入れていると。こういう意味で言えば、台湾とか韓国も非常に重要ではありますが、どちらかということ海外に出る数は頭打ちですよ、台湾も韓国も。また韓国も1100万人とか、台湾も日本人の半分ぐらいいますけれども、それにしても多少向こうが頭打ちで、中国が非常に伸びていく可能性があるわけで、私はそういう意味で中国に的を絞って、上海万博もありますから、むしろ徹底的にそこに集中して、この1年か2年ぐらい沖縄の戦略を中国に絞るべきだとずっと思っているのですが、その認識はいかがでしょうか。

○嵩原安伸観光振興課長 委員おっしゃるように、中国は非常に重要な観光マーケットと認識しております、中国だけに絞るわけではないんですけれども、やはり今後ターゲットとしては中国が一番大きいであろうと認識しております、今回の補正予算を活用しまして、チャーター便の支援でありますとか、プ

ローモーションとか、まだまだ知名度は低いと言われておりますので、その辺の知名度を上げるための取り組みとか、具体的に運んでくるものに対する支援とか、そういったものに強化していきたいと考えております。

○玉城義和委員 沖縄には華僑の組織も結構ありますよね。そのところとの日常的な連携はあるんですか。

○嵩原安伸観光振興課長 私は4月に戻ってまいりましたが、特に4月以降にそういった地元の中国人関係者との連携といたしまししょうか、そういったものは今のところやっておりません。

○玉城義和委員 中国社会というのは沖縄によく似ていて一沖縄が中国に似ているかもしれませんが、横の関係が非常に強いのですよ。それで、口伝えにも非常に伝わりますし、そういう意味では現地のプロモーションも重要だけれども、地元にいる華僑の皆さんとの日常的なつながりを深めていって、そこから開拓をするということも、これはそんなに金もかからないし、私は非常に優良だと思います。千葉県や東京都、そういうところも始めていますし、福岡県もやっているんです。そういう意味であらゆる手を尽くすというか、人的な関係も含めてネットワークをつくっていくことが必要であろうと思うんですね。そういう意味でいえば、中国がふえれば、台湾もふえてきますし、韓国にもそういう波及効果があるので、戦略的に中国だけとは言わないけれども、あれもこれもというのではどうにもならないんです。戦略的に中国に絞っていく、短期的に絞り込んでいくという戦術をやれば、私は一点突破でかなり展開はできるのであると思っていますので申し上げているのですが、いかがでしょうか。

○嵩原安伸観光振興課長 委員のおっしゃるように、確かに中国というのは人とのつながりが非常に重要だと認識しておりますので、地元の中国人の関係者とも連携をとりながらやっていきたいと思っておりますし、中国市場については、非常に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

○玉城義和委員 私は1000万人が適正規模だとは思いませんが、環境—キャリングの限界はあると思いますが、いずれにしても、国内の景気に左右されないで一定程度観光客を確保するというためには、やはりどうしても3割とか4割ぐらいの外国観光客がいないと一定程度は保てないわけですよね。世界の観光地というのは、例えばスイスとか、スペインとかそういう観光地は、やはり半分ぐらいは外国人なんですよね。ヨーロッパなんかそうなんです。半分ぐらい

はコンスタントに外国人がいるということでない、その地域が世界的に有名な観光地として持続的な力が発揮できないと思うんですね。そういう意味でいえば、国内客に頼るような現在の沖縄のやり方では、国内の景気が上にいったり下にいったりしますと途端にそれに左右されて、50万人からそれぐらいはすぐ左右されてしまうことがあって、どれぐらい観光客の中に混在して外国人がいるかということは、やはり安定的な観光地としての条件だと思うんですね。そういう意味では、中国をそこに呼び込んで、一定程度の中国人をその中に入れるというか、そういうことを戦略として持たないと、650万人とか700万人というコンスタントな集客はできないだろうと思うんですね。ぜひそういうものを含めて、頑張っていたきたいと思います。

○**嵩原安伸観光振興課長** 確かに沖縄観光を持続的に発展していくためには、国内だけではなくて、国内の人口も減ってきていますし、外国人観光客を取り入れていく必要があると考えております。特に中国は非常に大きな人口を有する地域でもありますし、また沖縄に近いという地理的な優位性もありますので、非常に近いということで呼び込みやすい環境にありますので、その辺は外国人観光客の誘客に力を入れていきたいと考えております。

○**玉城義和委員** 今来ている中国人というのは、非常に恵まれた人たちというか、富裕層が多くて、使う金額も半端じゃないんですね。50万円とか100万円という金を船からおりて一日で使うので、そういう意味で沖縄での個人消費を上げるためにも非常に必要なことであろうと思いますので、ひとつ観光企画、観光振興両課挙げて頑張っていたきたいと思います。

それから県内縫製製品一要するにかりゆしウェアの件です。それと関連してもう少し詳しく、この人材育成というところを含めてもう少しわかりやすく。まず補正予算額は幾らですか。

○**岸本尚志産業政策課班長** 今年度の予算額は1億2146万円となっております、次年度1億2146万1000円、総額2億4292万1000円となっております。

○**玉城義和委員** 非常に多大な額ですよ。これをやらざるを得ない理由は主に何ですか。簡単にわかりやすく。

○**岸本尚志産業政策課班長** かりゆしウェアの生産枚数が、平成19年以降非常に大きく落ち込んでおりまして、ピークの平成18年の約7割となっております。

非常に危機的な状況になっております。

○玉城義和委員 この原因は何だと思えますか。

○岸本尚志産業政策課班長 海外からの安い製品の流入、それからデザイン力など若干劣るところがあるのが要因だと考えております。

○玉城義和委員 平成19年以降落ち込んでいるということは、県内生産が落ち込んでいるという意味ですか。

○岸本尚志産業政策課班長 県内の製造枚数です。

○玉城義和委員 それでどうしようということですか。

○岸本尚志産業政策課班長 デザインを含めた生産技術力の向上、それから生産性の高い縫製工程をつくっていきます。それから商品提案力の高い製品の製作、それから市場ニーズを把握して海外市場、県外市場の展開を図ってまいります。

○玉城義和委員 そういう説明ではわからないんですよ。ですからそのために何をしようとしているかということなんですよ。金はどこに使うのかということなんですよ。

○岸本尚志産業政策課班長 県外の先進的な縫製企業などからコーディネーターを招聘しまして、人材育成を行います。これは企画、生産、販売に関するトータル的な研修をやります。それから福島県などの先進的な県外工場に職員を派遣しまして、OJTによる研修を実施します。それから県内で生産性の高い工程モデルを構築いたします。さらにはその工程を運営する研修を実施します。

○玉城義和委員 よくわからないんですけども、そのデザイナーを養成するということですか。

○岸本尚志産業政策課班長 競争力の高いデザインができる人材を養成いたします。それから生産性の高い効率的な工程モデルを構築いたします。

○玉城義和委員　なかなかよくわからないんですけども、例えばファッションとか服装とかというものは、国とか県がデザイナーを養成するような、そういうたぐいのものなんですかね。

○岸本尚志産業政策課班長　沖縄のかりゆしウェアのデザイン力は、県外と比較するとまだまだ競争力が低いので、その辺は県として支援していきたいと考えております。

○玉城義和委員　私もよくデザインのことはわかりませんが、大体官がそういうデザインとか何かに介入して、デザイナーを養成してうまくいくんですかね。そもそもそのデザインの世界とか何かというのは、そういう世界ではないのではないですか。

○岸本尚志産業政策課班長　これは直接県が講師になるのではなくて、本土の先進的なデザイナーの方々を招聘する、あるいは先進的なデザイナーのところに沖縄から送り込んで、OJTによる研修を行ってトレーニングいたします。

○玉城義和委員　要するにね、その2億4000万円もかけてそのデザイナーのところに行って研修させて、それでデザインをつくらせるなんていうのは、私はどうもやはり役所の考えそうなことで、全然民間の気持ちというか、着る人の気持ちに合わないような気がするんです。むしろそういうことであれば、現在沖縄にも有名デザイナーは幾らでもいるわけで、そういう人たちにデザインをさせて、それを広めたほうがよっぽど早いのではないかと。県がデザイナーを養成して、どこに持って行ってどうするのかということを見ると、どうも必要性にぴったりと合わないのではないかと思いますし、もったこういう世界というのは需要と供給の関係で決まってくるわけで、あるいは時代の流れとか、動きによって決まってくるわけであって、もうちょっとそういうものにぴたっと合うようなことを、方法は幾らでもあるのではないかしら。今やっているようなことで私は決してうまくいくとは思いませんね。むしろこういう官が中に入って、沖縄県が中に入って、こういうデザインがよいとか悪いとか、こういうデザイナーがよいとか悪いとかやってしまうとかえってやばな話になって、かえってみんなが余り着たくないデザインが出てくるような、そういうやばな話になるんじゃないかと思えます。ですから、やっていることが余りぴんとかない感じがするんだけどね。どうなんだろうか、もう少し考え直したらいいんじゃない。

○岸本尚志産業政策課班長 デザインも一部要因なんですが、市場の減少要因としまして県内での普及が進んでおります。また、買いかえのスピードが弱まっていることや、デザインを含めた品質など多用な消費者に対するニーズの取り組みが弱いことが考えられます。こういったニーズに対応するためにデザインを含めた縫製技術の向上や、企画提案力の強化などを今考えているところでございます。

○玉城義和委員 言っているのは、需要と供給の関係というのは非常に微妙な話がいろいろあって、いろんな時代の流れもあるし、動きもあるわけですから、そういうことを少し考えて、余りそういうことに官が中に入って、デザイナーを養成するとかということをしたら、私はろくなことがないと思うんですね。もう一つは、例えばハワイのアロハシャツには2つ流れがあって、1つは一種のビジネスウエアというものがあるんですね。もう一つには、いわばレジャーウエアというか、遊び着と会社に着ていくアロハシャツは分かれていますよね。そういう意味では、そういう何かストラクチャーなところをもう少し考えていくとか、そういうことを県はやるべきであって、好みにかかわるところに県が手を突っ込むべきではないと思いますね。ですからもう少し市場に任せるというか、もう少しやり方があるんであろうと。改良するにしても、補助金を出すにしても、もう少し違ったことでいかないと、私は今のような方式では決してうまくいかないし、十分伸びないと思います。余り時間がないのでおしゃべりできませんが、もう少しこれは検討して、若い人たちの意見を聞いて、もう少し県民の意見も聞いて、2億4000万円も金を使うわけだからね、もう少し私は考え直したほうがよいということだけ申し上げておきます。

○岸本尚志産業政策課班長 この実施主体は縫製企業二、三社を中心とした縫製事業組合等を想定しておりまして、民間主体になる事業として私どもは考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 玉城委員の質疑に続けて二、三点。民間の企業から、そういう研究をしたいからと要請があって、皆さん計画をされたんですか。

○岸本尚志産業政策課班長 縫製組合からの依頼があつて、事業を考えてきたところでございます。

○新垣清涼委員 縫製技術とか縫製工程というものは、縫製機器のメーカーからいろいろな提案が企業にくるんですよ。ですので、そういうものに対する補助だとすれば、それはそれでよいですけども、先ほど玉城委員もおっしゃったようにデザインとかというものは、やはり好みがいろいろあると思うんです。そういうものであるならば、むしろ県産品を、染めとか織りでそういったものをどう使ってデザインをしていくか、そして県民にたくさん使ってもらうにはどういうスタイルがよいのか、沖縄の亜熱帯気候に今どういう素材がよいのか、もっと南のほうのマレーシアとか、いろんな民族衣装とかたくさんありますよ。そういった素材を研究するためのものにもこれは使えるわけですよ。

○岸本尚志産業政策課班長 県内の工芸品を活用したかりゆしウェアの作品の製造も、この事業で予定してございます。

○新垣清涼委員 いろんなデザインコンテストの中でも、沖縄の若い人たちがいろいろ工夫をして入賞したりしていますので、そういう皆さんをむしろこの沖縄の、要するに県産品を伸ばす方法を考えてもらわないとだめだと思ふんですよ。そういう意味で県内はもっと安くで、そういう県内の染め織りを使ったかりゆしウェアが着れる、そして先ほどあったように、私服としてはどういうスタイルがよいんだという提案をしてもらって、そういう流れをきちんとつくっていくという方向性でないと、企業から要請があつたから企業に丸投げしてやってしまうと違う方向にいくと思いますので、やはり県産品をしっかりと育成しながら、かりゆしウェアをもっともっと、定義づけもだんだん固まっていくと思いますので。今はまだ途中だと思ふんです。そういう意味で県産品を生かす、そういった人材育成にぜひ使っていただきたいなと希望しておきます。

○岸本尚志産業政策課班長 もちろん、県産の工芸品を生かしたかりゆしウェア、それから県内にかりゆしウェアの試作品を公募して、ファッションショーなどで発表することも予定してございます。

○新垣清涼委員 次に、医療ツーリズム促進事業について少しお尋ねしたいのですが。県内外の状況を調査して医療ツーリズムの戦略構築となっているのですけれども、もう少し具体的に説明をお願いします。というのは、離島に医者

が少ないことも、あるいは専門医がないこともあるのに、こういうのはどうなのかなという心配があるものですから。

○嵩原安伸観光振興課長 医療ツーリズム促進事業でございますけれども、沖縄にある観光資源、そういったものと県内での健康診断でありますとか、健康増進のサービス、それからいろんな治療、具体的な治療もでございますけれども、そういったものを組み合わせて、沖縄らしい、沖縄に適合した医療ツーリズム、これは全国的に今、国の成長戦略の中でも実績を上げておりまして、外国でもかなり進められておりますけれども、そういったほかの地域と少し違う沖縄らしい—健康長寿というイメージもありますし、そういったものをうまく生かして付加価値の高い観光メニューの1つとして、医療ツーリズムというものを取り組んでいきたいということでございます。

○新垣清涼委員 もう少し。私が求めている答えは、例えば、今健康長寿という話も出ましたね。医療ということで、病気とかではなくて、健康をつくるために、維持するために、例えばアロマだとかありますよね。そういったものをつなげて、要するにハーブを使ったいろいろなマッサージだとかありますよね。そういったもの、要するにこの医療をやることによって、沖縄の何かが生産される、促進されることにつながるのかなという、そういう答えを求めていたのですが。

○嵩原安伸観光振興課長 我々がねらいとするところは、要するに医療ではあるのですが、そのお客さんがまず観光客として医療を目的とした、健康医療を目的としたお客さんが来ることによる直接的な効果、観光誘客につながることによって経済波及効果が広がっていくと。委員がおっしゃるように沖縄にはいろんな素材があります。地域資源を生かした、それを活用していく方法も当然今進められておりますし、こういったものを医療ツーリズムという形でしっかり商品化して、観光振興の視点から旅行を商品化して、広げていくことによって、地域産業への波及効果を高めていきたいという考え方でこの事業を進めていきたいと考えております。

○新垣清涼委員 医療ツーリズムという形で医療と観光を組み合わせる考え方はとてもよいと思うんですよ。ですのでもう少し具体的な、そういう、例えばこここのところを伸ばしたいとか、こここのところでターゲットをまず今回やってみたいとか、やはりやっていただかないと、ぼやっとしてしまうと、なかなか

しっかりと成果がとれないと思うんですよ。例えば心の病を持っている子供たちをイルカと戯れさせることによってよくなっていく話もありますよね。それから宜野座村に施設ができていないですか。そこで温水浴をすることによってよくなるのか。そういうものをもっとふやしていくんだと、あるいは先ほども言ったように沖縄にあるシークワサージュースをいっぱい飲むとか、ゴーヤジュースをいっぱい飲むとかというのはその中でしっかりとそのメニューの中に入れていって、これが原因ではないかもしれないけれども、ゴーヤジュースを毎朝飲んでいるよと。朝食には必ずもずくが出ていたとか、そういうことをすることによって、帰ったときにこういった商品をずっと取引、買ってくれるようになると思うんですよ。そういった沖縄のウチナムンをもっと使うように、そういうものをしっかりと組み合わせをしてほしいなというものがあるのですが、どうですか。

○**嵩原安伸観光振興課長** 委員がおっしゃるように、沖縄には本当に多様で魅力的な、健康を増進する素材もございますので、こういったものを組み合わせて、ぜひ1つの医療関連産業というのでしょうか、そういったものにつながっていくのではないかと考えておりますので、そういう方向で取り組んでいきたいと思っております。

○**新垣清涼委員** 口蹄疫の侵入に備えた対策の中で、貴重家畜を離島に避難させるために、今予算が計上されてますけれども、沖縄県にはどういう種類の貴重種があつて、何頭ぐらいいるんですか。

○**与古田稔畜産環境対策監** 貴重家畜についてですが、県畜産研究センターのほうに種雄牛を3頭、アグー4頭、ヤギのボア一種2頭です。それから県家畜改良センターのほうに系統造成豚35頭の豚、以上の頭数を今回予定をしているところであります。

○**新垣清涼委員** これは、予算が通った後にそれを避難するということですよ。

これはちょっと別なんですけど、沖縄は、たくさん子牛が沖縄から県外に行つて、その地域でブランド牛に育てられている話をよく聞くものですから、沖縄でもそういった飼育をして、そういった技術を導入することは無理なのかな。

○**与古田稔畜産環境対策監** 経済的にも子牛の生産からその地域で肉にまで仕

上げて、その地域のブランドとして販売していくことになれば、大きな付加価値ができることですし、県としても目指しているところではあります。

○新垣清涼委員 別の話ではあるのですが、ぜひそこら辺も支援をしていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 新垣委員の質疑に続けてですが、貴重家畜を離島に移す候補地は、みんな決まっているわけですね。

○与古田稔畜産環境対策監 伊平屋村に予定しております。

○新里米吉委員 随分たくさん種類でたくさんの頭数だと思うんですが、全部伊平屋村に持っていくんですか。種牛も豚もヤギも。

○与古田稔畜産環境対策監 そういう予定であります。

○新里米吉委員 別の質疑に移ります。平成22年度一般会計補正予算(第1号)説明資料8ページの交通運輸対策事業、小規模離島社会実験についてお聞きします。航空運賃低減の社会実験の話がありましたが、期間はどの程度想定していますか。

○下地明和交通政策課長 今年度の補正予算を含めて、次年度まで実験を実施していく予定です。

○新里米吉委員 社会実験をする小規模離島は、どこどこ決まっているわけですね。

○下地明和交通政策課長 6路線を予定しております。那覇一粟国、那覇一南大東、それから北大東、石垣一与那国、宮古一多良間、それから那覇一久米島でございます。

○新里米吉委員 先ほどの話では、高校生など半額にするということがありま

したが、この社会実験の期間は半額だけれども、社会実験が終わった後はどうしようとしているのか。実験をして、やはり効果がある、よいことだと思ったなら続けなければ、その1年余り2年近くやって後は全部もとに戻しましたとなると、余りよい実験ではないであろうと思うんだけど、その実験の趣旨というのか、何のための実験なのか、その後の継続的な措置も考えているのか、それを聞かせてください。

○下地明和交通政策課長 県は沖縄21世紀ビジョンにおいて離島地域の運賃の低減化を図る新たな仕組みを構築し、離島住民の移動や物流コストの低減化を図るということを掲げております。ですから、今回こういう沖縄特別振興対策調整費を使って、どういう効果が出るのかということを実験した上で、恒久的にといいますか、継続的にどうしたら低減化が図れるのかということも含めて検討してもらいたいと。その後どう続けられるかということも含めて、この間に検討をしていきたいと考えております。

○新里米吉委員 現実的には民間の企業ですから、低減して採算がとれるのかと。今でも採算がとれていなくて大変困っていると思っているのですが、それは補助を出して実験の間はやると。実験が終わって後のこととなると、どうも今の話からは少し心もとなくなっていて、もとに戻るのかなという心配もあるのですが、それはある程度見通しを持ちながら、その実験結果を見て、そういう対応でやっていける可能性はあると見ているのですか。

○下地明和交通政策課長 今の件に関して、現時点で確固たる見通しをお話しできる材料は持っておりませんが、例えば新たな公租公課の低減要望だとかいろんなことをやって、現在実験する3割の確保がもし困難であったとしても、できるだけ下げることが検討していきたいと考えておりますし、また実施方法として今回は交流人口を含めて、離島に入る方々も含めて低減しているのですが、公租公課の低減によって離島地域住民だけを対象にする方法なども含めて、方法論は今から検討していきたいと思っております。

○新里米吉委員 次に、先ほどから話題になっている中国からの誘客活動は、数年前から県も力を入れて上海にも事務所を置いたり、今は恐らく北京にまで広げているのではないかなと思うのですが、そういう誘客活動をしてきたその成果は、今どうなっていますか。

もう少し詳しく言うと、先ほど玉城委員からも話があったように、数年前か

ら随分これは問題になってきている—今後中国の経済成長が著しいと、よその地域はやや頭打ちにある、日本の人口は若い人たちが減っていくという中で、沖縄の今後の観光の活路として、経済成長も著しい、人口も多い中国に目をつけていけないといけないというのは、数年前から私なんかも何回も取り上げてきたつもりだし、皆さんもそれに対応してやると言ってきた。ところがそんなにふえていない気もするので、力を入れてきたんだがその成果、実態はどうなっていますかと。もっとわかりやすく言えば、実態はどうなっていますかということですよ。

○嵩原安伸観光振興課長 委員がおっしゃるように、中国からの観光客が最近伸び悩んでおります。県の事務所—上海、それから香港もありますけれども、今、上海から週2便飛んできております。現実的に航空路線が少ないと、物理的にかなり少ないことがありますして、七、八千人ぐらいにとどまっている実態でございます。

○新里米吉委員 航空路線というけれども、それだけ観光に見える人がいれば航空路線はふえていくわけで、航空路線が少ないから人が少ないんだということではなかろうと思うんですが。中国の人が観光で何を求めているのか、それに対して沖縄でそれに対応する観光の魅力みたいなものが、中国の人が求める魅力がないのか、足りないのか、そこら辺を分析してどう対応するかということではないかと思うんですが、その点についてどうなんですか。

○嵩原安伸観光振興課長 ここ一、二年ぐらい国際観光都市モデル事業等を通じて中国市場の分析も進めておりますけれども、やはり沖縄の自然とか、文化に対するニーズは非常に高いと考えております。ただ、これまでなかなかリゾート沖縄のこのすばらしい自然とか、文化がまだまだ知られていないと考えておりまして、確かに需要があれば飛行機も飛ばすことがございますので、我々ここ数年チャーター便の支援を通じて、今年度は北京から50便ぐらい飛んできますけれども、こういった取り組みによって、徐々に沖縄の知名度が高まって観光客がふえていくのではないかと期待しております。特に上海に2人配置しておりますし、今度四川省の成都に委託駐在人を1名配置しておりまして、チャーター便が飛んでくる予定もございますし、そういったことによって、中国観光はこれから伸びてくるのではないかと。ビザの緩和もございましたので、そう考えております。

○新里米吉委員 数年前ですが、中国から日本への観光客はどこを求めているのかということに関係者にちょっと聞いたことがあって、千葉県のディズニーランド、そこら辺に行く人が多いという話を聞いたことがあるんですよね。ですから、中国の人たちが日本に来て、どこにたくさん行っているかといったら、ディズニーランドだという話もあって、そうすると、沖縄に来て沖縄で二泊三日とか過ごして帰ってもらう方法も1つあるけれども、ディズニーランド経由で、そのディズニーランドに行く人たちが今度沖縄まで飛んでくると。それで帰るということを旅行会社と相談して、そういう企画がつかれるのかどうかというのも考えていかないといけないのかなと思ったりもしたんですが、そこら辺はどうですか。

○嵩原安伸観光振興課長 日本の観光にはゴールデンルートといいまして、大阪、東京、その間京都とか名古屋とかいろいろなものがあるんですけども、大阪から入って東京から帰るとか、東京から入って大阪から帰るとか、富士山もありますし、そういうゴールデンルートが確立されております。そこが非常に人気が高いのも承知しておりまして、確かに委員おっしゃるように直行便で呼ぶのが1つ、それからそういったゴールデンルートで日本を訪れる方々に対してアプローチして来ていただく方法もあると思います。民間でもそういった旅行商品づくりは検討が進んでいると思っておりますけれども、まだまだそこまで実現していないのが実態でございます。

○新里米吉委員 それと中国の方々も一内陸部の皆さんが海のあるところに行くようになって何年かたっていると思うんですが、私は数年前に海南島に行きまして、中国の内陸部の方々が随分見に来ていたんですよね。泳ぎに来るのではなくて見に来るのですよ、海がわからないものですから。海水に足をつけてキャーキャー騒いでいるんですよね。これがもう何百名、何千名と来てだれも泳がない。見に来て足を掲げて、海水に足をつけて喜んで帰るといったところがあったんですが、これがさらに今度は泳ぐくらいになりつつあるんじゃないかと思えます。というのは、そのときにロシアの人たちは泳ぎに来ていたんです。いわゆる白人の方々がいるもので、身体も大きいものだからこの人たちは何だと言ったら、ロシアから泳ぎに来ている、海を楽しんでいる。内陸部の方々は海を見に来て、足をつけて帰る状況で。しかし中国も経済発展もしているわけですから、そろそろ海で泳ぐことがあるだろうと思うんです。中国の国内としては、政策的に海南島に誘客をしていこうと、中国政府の意図として感じられたんですが、この案内をしている人たちは、中国の海南島は世界で二番目にすば

らしい海だと言って誇りにしていました。一番はカリブ海、二番はそこだと。私が見たら二番は沖縄だなと思ったのですけれども。それを言ったら失礼だと思って言わなかっただけで、とても沖縄の離島の海というものは、私が今まで回った限りでは一カリブ海は行ってはいないんですが、私は一番だなと思ったのですけどね。海南島よりもはるかに沖縄がよい。ただ今後泳ぐようになったときに、赤土や汚染のあるところに連れて行ったらこれはびっくりすると思うので、本当に富裕層などが来た場合に、沖縄の美しい海をこれからどう中国の皆さんに認識していただくようにするか。この辺は今後の検討課題だと思いますので、皆さんも検討、研究をされてください。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○**金城勉委員** 企画部のほうにお聞きをいたします。那覇空港の国際物流拠点化に向けた事業のことについて、この事業内容について御説明をお願いします。

○**下地明和交通政策課長** 今回の事業、沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業でございますが、那覇空港を核に国内及びアジアの主要都市等を結ぶ全日本空輸株式会社（ANA）の沖縄ハブを活用して、県産品の販路拡大、それから臨空型企業の誘致、3つ目に海外航空会社の就航誘致、それからアジアにおける沖縄の物流基地としての情報発信を柱に事業を進めていきたいと考えております。

○**金城勉委員** そういうターゲット、目標に向けて、具体的にはどういう情報発信の方法、取り組みをするんですか。

○**下地明和交通政策課長** 5本の柱を申し上げましたけれども、具体的に申し上げますと、まずハブアンドスポーク空港活用型の産業振興をどのような方針、あるいはどのような戦略でやったらよいかということを策定したいと考えておりまして、そういう知見を持った方々に集まっていただいて、戦略策定をすることが1本ございます。それから臨空型産業の企業誘致ということで、今ANAが飛んでいる都市における臨空型企業誘致のセミナーを開催したいと考えておりますし、あるいは航空貨物便を使う企業、国内の企業もハブアンドスポークということで使いますので、今国内の6地点を予定していますが、都市部でもその臨空型企業の誘致のセミナーを行っていくことを考えております。それ

から当然ANAだけで航空貨物が終わるわけではありませぬので、ほかの貨物便の誘致も考えていきたいということで、そういう作業にも使っていきたいと。それからせつかくこういうハブができましたので、県産品の販路拡大もしていきたいと考えておまして、こういうPR、特に海外5都市における県産品のPRをして、販路拡大につなげていくことも今進めております。

○金城勉委員　そういう目標を持ちながら、具体的な実績づくりの理論、戦略、企画というのは今からやろうということなんですね。この実績、この物流の取り扱い量等の実績の推移、去年の暮れから今日までの推移は、月当たりの推移はどうですか。

○下地明和交通政策課長　委員の皆さま方には視察もしていただきましたけれども、平成21年10月26日に開始した後、特に県内貨物については、それまで0.4トンだったものが一月平均で0.4トンしか国際貨物として送っていなかったものが、月8トンへ増加しているという形で、年間で換算しますと、これまで5トン程度だったものが100トン程度にはなるだろうという見込みを持っております。ただし、そのままにしておいてもそれ以上に伸びは見込めないで、我々としてはさらなる県産品プロモーションをやっていくことによって、あるいは県内の生産者と連携を強化していくことによって、さらなる輸出の増大に努めていきたいと考えております。

○金城勉委員　今県産品の数字を出してもらったんですけれども、トータルとしてはどうですか。

○下地明和交通政策課長　トータルとしてはこれまで月間160トン程度だったものが、4月実績ですけれども1万3700トンということで、これは知事にも本会議で答弁していただきましたけれども、現時点では約80倍の伸びを示しております。月間ベースでいきますと成田は断トツですけれども、成田、関空に次ぐ3位となりつつある状況であります。成田は断トツで、関空が実質50万トンから60万トンぐらい年間やっていますが、沖縄は今のペースでいくと16万トンぐらいになりますので、中部国際空港を抜く勢いということで、国内では3位ぐらいになります。

○金城勉委員　これはすばらしい実績の推移ですね。将来的には年間40万トンまで持っていきたいという目標を持っていますからね。そういう戦略を組み立

てながら、ぜひ早い時期にその実績の達成を願いたいと思います。

それで先ほど県産品の説明がありましたけれども、県産品の主なものは、どういうものを今運んでいますか。

○下地明和交通政策課長 今県産品で輸送している主なものといいますと、生鮮野菜—ゴーヤーだとかトマトですね、それから果物としてはシークワサーだとかパッションフルーツ、パイナップルなどです。それから豚肉などの精肉、それから水産物としてグルクンだとかウミブドウ、そういったものを運んでおります。最近では沖縄の近海魚も人気が出てきているので、それも入ってきております。それから加工品としては、皆さんが御存じの黒糖、塩、特に香港のスーパーなどに行くのと定番化している物も出てきています。それ以外にはウコン製品だとか健康食品です。そういったものですね。あとはお菓子類としてはちんすこうだとかそういったものも、ベニイモお菓子だとかも運んでおります。

○金城勉委員 非常によい傾向でよかったですね。モズク大使としてはモズクが入っていないのが残念ですけれども。

○下地明和交通政策課長 入っております。読み落としただけですので、申しわけございません。

○金城勉委員 黒糖も今在庫を抱えて苦労している。モズクも在庫を抱えて苦労している。そういうことがありますから、せつかくの物流拠点を機能させて、ぜひ県産品の消費拡大に尽力を願いたいです。よろしく願いいたします。

先ほど泡盛の件が出ましたけれども、ちょっと基本的なことを教えていただきたいんですが、泡盛というのは商標登録はされてないんですか。

○仲程哲一商工振興課班長 商標登録はされております。琉球泡盛ということで、先ほどの本土のほうでつくられている泡盛には、琉球泡盛は使えないということです。

○金城勉委員 その琉球泡盛という呼び方で、他府県の泡盛とは差別化を図るということのようですねけれども、泡盛というのは沖縄独特の商品、製品かと思っていたんですけれども、泡盛そのものを商品登録ということは考えなかったんですか。

○仲程哲一商工振興課班長 はっきりとはわかりません。

○金城勉委員 先ほどから質疑応答を聞いていて、非常に心もとないね、担当にしては。その事業を執行していこうと、取り組んでいこうという立場の人がそういう基本的なことも認識がない、そういう姿勢でこの事業大丈夫ですか。

○仲程哲一商工振興課班長 泡盛は好きなんですけれども、知識はまだ今勉強中でして、今回泡盛担当になりましたので、一生懸命勉強して産業振興にも努めていきたいと思えます。

○金城勉委員 いつから今のポストについていますか。

○仲程哲一商工振興課班長 ことしの4月からです。

○金城勉委員 4月からとはいえ、極めて基本的な、基礎的なことについての認識もちょっと浅いのではないかなという気はしますね。やはりそれだけの担当をして県産の商品を扱っていくのであったら、当たり前にはわかっていないといけない基本的な知識、認識がやりとりの中で心もとないということであると、本当に実績を上げていけるのかと心配になります。この予算を使って、具体的な事業計画内容はどういうことをやろうとしているんですか。

○仲程哲一商工振興課班長 事業名称は泡盛マーケティング総合支援事業です。まず1つ目に泡盛の県外消費拡大を図るため、卸売、飲食店、マスコミ関係者を対象にセミナー、それから試飲会、それからイベント等を通して、女性層とか若者—最近離れていきつつありますので、そういう方々にターゲットを絞って飲みやすいお酒、泡盛カクテルを提案して、つくったメニューを首都圏のほうに、居酒屋とかに置いてもらって、まず首都圏のほうで広めて消費拡大を図ると。それからもう一つは古酒、コース市場の確立を図るため、この古酒を県外展開戦略品目として、いろいろ今パッケージとかその辺もう少し改良しまして贈答品としても売れるような、それから少し付加価値を加えて泡盛ファンとか、それから富裕層とか、そういう人たちにもアピールして消費拡大を図りたいと思っております。

○金城勉委員 これはどこかに委託してその事業を進めていくのですか。

○仲程哲一商工振興課班長 委託先としましては沖縄県酒造組合連合会のほうに委託しております。委託というより補助金もあります。

○金城勉委員 はい。もっと勉強してください。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時26分 再開

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 それでは、乙第1号議案の説明をいたします。

平成22年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その2）をごらんください。

1ページをお開きください。

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

この議案は、雇用保険法の一部改正に伴い、県職員の退職手当制度のうち、雇用保険法による失業等給付と同等のものとして設けられている失業者の退職手当について、所要の整備を行うものであります。具体的には、雇用保険法上短期の雇用につくことを常態とする者には、失業等給付として一時金が支給されていましたが、今回の法改正により、基本手当が支給されることになりました。この改正に合わせて、条例中失業者の退職手当の規定を改正するものであります。

以上、乙第1号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、委員から乙第1号議案の内容について、わかりやすく説明するようにとの求めがあり、執行部から再説明があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 同じく資料の7ページをお開きください。

乙第4号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について説明します。

この議案は土壌汚染対策法の一部が改正されたことに伴い、汚染土壌処理業許可更新申請手数料等の徴収根拠を定める必要があることから、条例を改正するものであります。

以上、乙第4号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 9ページをお開きください。

乙第5号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について説明します。

この議案は、平成22年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に基づき、沖縄県税条例の一部を改正するものであります。主な改正内容を申し上げますと、県たばこ税の税率を、旧三級品以外の製造たばこは1000本につき430円引き上げ、旧三級品の紙巻きたばこは1000本につき205円引き上げること等であります。

以上、乙第5号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 たばこの問題については、国会でも議論されているんですけども、増税というより国民の健康の観点から疾病を抑制する形で、たばこ規制枠組み条約—WHO総会での経過を踏まえて、たばこの需要の減少や年少者の危険防止対策を図るために価格を上げ、課税をふやす措置が規定されるという趣旨に基づくものなのかということだけ伺いたい。

○兼島規総務部長 そのとおりでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 三級たばこについて、具体的な銘柄というか、その説明をお願いします。

○兼島規総務部長 旧三級品たばこは、旧専売給付金制度下において、三級品として6銘柄の紙巻たばこのことをいいます。例えば、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット。沖縄に関連するのはウルマとバイオレットで、沖縄県のみで販売しております。

○照屋守之委員 これは一マイルドセブンの1ミリグラム、全国一般的なものなんだけれども、これが410円になるわけですよ。そして、先ほど言った、特に沖縄のみで販売されているたばこの値段。それがどのぐらいの価格になるのかということと、それによって先ほど前田委員からあった、健康に害する恐れを抑えていくということで税収とは関係ないと言うんだけど、県たばこ税がどうなっていくのか。その2点お願いできますか。

○兼島規総務部長 まず、紙巻たばこの値段でございますが、例えばウルマでいいますと190円が250円になります。

平成22年度の県たばこ税の収入見込額でございますが、27億500万円を見込んでいまして、平成21年度、前年度の当初予算では27億3100万円。比べてみますと2600万円、率にして1.0%の減を見込んでおります。

○照屋守之委員 そうすると、税収は減ります、体にはよくなりますという考え方ですか。

○兼島規総務部長 その目的で、今回の税改正はなされているということでございます。

○照屋守之委員 私が吸っているものは今300円なんですね。私は1000円ぐらいになったらやめようかと思っております。ですから中途半端に人の健康を気にして、何だかんだ言ってちびちび—これ110円上がるわけですよ。110円上がっただけではなかなかやめないわけ。そうすると、国がやっている健康の観点からというのは、少しおかしいんじゃないかと思うわけです。

だから、やめさせるんだったら1000円ぐらいでやめさせて、びしっとやってもらいたいわけ。国は何と言っているんですか。何でこんな中途半端な金額なんですか。

○兼島規総務部長 先ほども申し上げましたように、目的はそれなんです、やはりタバコを製造している方々、農家、それから販売されている方々もいるものですから、そういったところのほうも配慮しながらこの値段になっているかと思えます。

○照屋守之委員 たばこを吸っている人間からすると値上げはまだいいわけですよ。健康がどうのこうのと変な理屈をつけないで。ですからそういうことも含めて、例えば税収なりで、もっとあなた方頑張りなさいよということだったら、我々も少し上がっても、国の税金、国民のために役に立っているというのであれば吸いやすいでしょう。そういう貢献をしている部分があれば。

中途半端に健康のためにやめなさいよと言って上げさせると、イッター健康のためにヤメレと言って、何でおまえたちやめないかと言う。そして、税収が上がっていれば我々税収のために貢献しているのではと言えるけれども、税収も少なくなっているのに、おまえたちばかりじゃないかと言われたら、たばこを吸っている人は立つ瀬がないわけよ。本当は税金もらってほしいわけ。そう思いませんか。だから、上がる分税収も上がりますだったら納得いくわけですよ。トータルでは少なくなるわけですよ。国とどう協議されているんですか。

○兼島規総務部長 なかなか、国のほうでいろいろと議論があろうかと思えますけれども、県としましては地方税法が改正されるわけですから、それに従いましてしっかり対応するというところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○照屋守之委員　せめて都道府県、特に県あたりからは、いろいろ国も考えてそうやるかもしれませんが、我々とすれば、たばこを吸っている人たちが税金を納めるものをもっともっと納めてほしいと。ですから健康も大事だけれども、吸いたい人はどんどん吸って害になるならば、吸った人の責任だから別にそこまで国のほうで責任持たなくていいわけよ。

だからそういうことで、もっと税金を取るような、たくさんもらえるような、そういう対策に変更しましょうと国にアドバイスしてくださいよ。そうしたら我々も堂々と吸いやすいでしょう。終わります。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。
休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から税率は上がるが、税収は下がる理由について質疑したところ、執行部から、今回の増税を機に20%の喫煙者がやめると見込んでおり、その結果、税収も下がると見込んでいるとの説明があった。)

○當間盛夫委員長　再開いたします。
山内末子委員。

○山内末子委員　それで少し関連ですけれども、先ほど総務部長もおっしゃっていましたが、製造業あるいは小売業は大変厳しい状況になってくるのかと。自動販売機の中でタスポがあったときにも、小売業の皆さんが大変厳しくなったと。それから考えると買う人がとにかく少なくなる。そうなってくるとそういったところへの支援策とか、そういうものは今政府のほうからはないのでしょうか。

○兼島規総務部長　今のところ聞いておりません。

○山内末子委員　たばこ税については、国、県と市町村にもおりにいくと思いますので、その辺の市町村に対しましてもかなり減収になるわけですね。そして、市町村においてそういった影響がどれぐらい出ていくのか、あるいは県に対してもどれぐらい出ていくのか。そういったしっかりとした数字を今持っているんでしたら、説明いただきたいんですが。

○兼島規総務部長 全体の数字では今持ち合わせていませんけれども、例えば、今20本入りのたばこ1箱で換算しますと、税金のうち35円が国の税金です。そして、県のほうが8円60銭、そして市町村分が26円40銭、合計70円の値上げになるわけですが、先ほど申し上げました300円だったのが410円になる。そういう比率ですので、やはり県よりは市町村のほうが、税収の落ち込みは大きくなると予想されます。

○山内末子委員 そうなってきますと、今後市町村—ほとんどの市町村がただでさえ税収が少なくなっているわけですから、やはり県のほうでもそれに対して今後しっかり調査していただいて、どういう対策を持っていくのかということも含めて、県として国に対してどういう形で支援をしてくれとかという要望なり、そういったことをまとめていかなければならないかと思いますが、今後そういうことを考えているのかどうか、お願いいたします。

○兼島規総務部長 今のところこの落ち込みに対応して、例えば交付税措置されるとか、それから減収補てんのような形でやられるとか、そういった動きはないようです。

ただ委員おっしゃるように、これについてはどれぐらい市町村が落ち込むのかをまだ我々も数字的に把握していませんが、市町村とタイアップしながら、どれぐらいの落ち込みになるのか、その分の補てんについてはどうなるのかということも含めて、少し検討してみたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 多分そうなるのと、たばこの生産量も減ると思いますけれども、従来宮古とか先島とか葉たばこ生産者として大きいところで、そういう農家は1000万円所得で大きな生活の糧になっていると言われていたが、そうなるとういってところの葉たばこの生産者の生活というか、収入とかが激減する感じはする。多分宮古とか、離島とか、南部もありますかね、そこら辺のところからの反応や深刻さとかはありますか。

○兼島規総務部長 今のところ、確かにそのあたりの農家に及ぼす影響もあろうかと思いますが、今のところまだその声は聞いておりません。

○**崎山嗣幸委員** 那覇市は禁煙条例をつくって、国際通り何カ所かポイ捨てとかも禁止してはいる。まだ車の中からのたばこのポイ捨てとかはよく見られるんですが、那覇市の条例と関連して、今いわれている健康の問題とか、那覇市のまちの環境の問題もあると思いますが、県民のモラルというか、その辺は県としてどのような対応をしていますか。

今言っている税金の値上げと那覇市の環境の問題、健康の問題で値上げをしてやめさせていくという意味では、一体的な関係がするんですが、生産者側にも生活や生産収入に打撃を与えるんだけれども、そのかわり市民の健康とか、県民の健康も含めてそういう世の中になっていくとか、なっていくことからするならば、条例やそういったことも全部関連性があると思うんですが、その辺の県民生活的には、那覇市の条例施行後はどんな感想をお持ちですかということを知りたいのですが。

○**兼島規総務部長** たばこをめぐるそういった環境問題、健康問題、それからもう一方では税収の問題、財政の問題等といろいろとあるかと思います。

ただ、たばこのほうについてもポイ捨て禁止条例とか、そういったものは別の観点の要素が強いのかと。例えば、東京都の世田谷区あたりでもポイ捨てをやると罰金を科すとか、そういったことやっていますので、そこはやはり環境の問題等々が強いのかと。

ただ、もちろんたばこ税を上げることによってたばこの消費が減る。そうするとポイ捨てする方々も少なくなってくる。一方では健康が増進される。いろんな複合的な要素があろうかと思いますが、ただ一方では生産農家とか、そういうところが影響を受けるので、そうなる総合的にいろいろな面を考えなければいけないことだと思っております。

○**崎山嗣幸委員** 先ほどからの説明で複合的なことと言ったり、この引き上げする目的とか、県民の健康のためを考えてと言っているのだけれども、余りにも根拠とか、不可解なところがある。複合的な要素はありますけれども、これが理由でたばこをやめさせるために上げていますということなのかと疑問があるものですから、これは確かな根拠とか、値上げされた根拠というのは明確なんですか。医療費が下がるとかあるのですか。

○**兼島規総務部長** これは、昨年の政府の税制改正大綱においてこう言っているのです。たばこ税については、国民の健康観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要がある。そういう方針が税制

改正大綱の中で示されているわけです。これをもとにして、今回の税制改正ということです。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案沖縄県人事委員会委員の選任について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** それでは同じ資料の21ページをごらんください。

乙第11号議案沖縄県人事委員会委員の選任について説明します。

この議案は、沖縄県人事委員会委員3人のうち1人が平成22年7月15日で任期満了することに伴い、その後任を選任するため地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

人事委員会委員は、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て選任するものであります。

御提案いたしました新垣幸子氏は、これまで県において県出納事務局長、福祉保健部長、出納長等を歴任し、人事や給与制度に明るく、かつ、人材の育成や能率的な事務の処理に理解が深く、また人格が高潔であることから、議会の同意を得まして選任いたしたいと考えております。

以上、乙第11号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 先ほど総務部長から説明のあった人格高潔で識見を有していることについては、多分そうだろうと思います。

ただ、うちの会派の中でも非常に今回の人事については、問題が指摘されているわけで、その指摘は何かというと、新垣さんは福祉保健部長、沖縄県社会福祉協議会の常務理事を経て、出納長、そして沖縄県信用保証協会会長と渡ってきて、さらにまた人事委員会の委員なのかということで、同じ人が何カ所もつくことでいいのだろうか。そういう人事行政でいいのかという不満が率直に言っています。

ですから、おっしゃるように人格高潔で識見のある人はほかにいないのか。同じ人一人しかいないのか。沖縄の女性はそんなに人材いないんですかという疑問が結構出てきている。ほかに新垣さんでなければならなかった理由があるんですか。それとも、人格高潔で識見のある女性は、ほかにもういない。そういうことがあったんですか。

○兼島規総務部長 今回の人選に当たりましては、女性の方が今回委員を辞任されますので、後任の方は女性ということで候補者の選定を検討してきたところであります。

私どもとしましては、今回の人事行政をめぐるいろんな環境、問題がございます。1つはワーク・ライフ・バランスの実現であるとか、それからとりわけ福祉分野等々、専門性の高い人材が必要だということもいろいろございまして、いろんな候補者を我々として選定しながら、それからまた人事委員会の委員の職責というのが、かなりの時間を割かれる期間が出てきます。とりわけ人事委員会の面接試験等の場合には、二週間から三週間ぐらい割かれる期間があるものですから、その期間、時間等々要しながらできる方々を我々の人選の中でもいろいろと検討されてまいりました。

そういったことを含めて、我々としては人選したところ、知事のほうで最終的に決断されるわけですが、知事のほうから新垣幸子さんが適任ということで、今回の同意案件としての上程になっております。御理解いただきたいと思えます。

○新里米吉委員 今聞いても、なかなか納得できる説明ではないものだから。今聞いたらいわゆる女性、福祉、時間があるかどうか。主に選考の理由はこの3つに絞られると受け取ったんですが、女性で福祉に強くて、時間のある人というのは、結構たくさんいると私は思っているものだから。例えば、県庁の

職員でこれまで人事委員会に勤めたことがあるとか、あるいは人事課に勤めたことがあるとか、そういう人であれば、人事行政知っているわけですよ、皆さん随分人事異動しながら動いているんだから。それでいて福祉保健部にもいた、福祉も担当したことがありますという退職した県庁職員というのは、恐らく調べたら何十名ぐらいいるかもしれない。

そうなると、この人たち女性で、福祉で、時間があると。退職して、特に恒常的な仕事についていない人であれば、時間は結構あるわけで、そういう説明に該当する人はたくさんいたと思うんですが、ほかの人は俎上に一切上らずに、すぐ新垣さんありきで決まったんですか。

○兼島規総務部長 先ほど説明しましたとおり、ありきという話ではございません。それなりの候補者を我々としては選別しながら、こういう人事案件の同意案件になっていますので、よろしく御理解いただきたいと思えます。

○新里米吉委員 先ほどから話してますように、新垣幸子さんの力量とか、人格とか、今おっしゃっている女性・福祉・時間ということについては異論はないわけですが、やはり一人の人が何かたらい回しみたいにならずと各部署を渡り歩いているという印象はぬぐえません。

そして県の人事を見ると、ほかにもやはりそういう方々がずっと何か所も渡り歩いている方々もおられて、お一人ではなくあと何名かおられますが、やはり人事というのは、一人の人にずっと10数年もいろいろ渡り歩きながら、いろんな委員会入ったり部署に入ったりということは、少し考えていく必要があるんじゃないかと。ほかにも人はいるわけだから、もっと人事のあり方を今後考えていくべきではないのかということをして話して、私の質疑は終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 関連しますけれども、この人事委員の報酬というか、年収とか、どれぐらいなんですか。

○兼島規総務部長 人事委員会委員の報酬は、月額18万1000円でございます。

○崎山嗣幸委員 報酬だけですか。一時金はないんですね。

○兼島規総務部長 報酬だけでございます。

○崎山嗣幸委員 退職金とかもありますか。

○兼島規総務部長 退職金もございません。

○崎山嗣幸委員 本人の言われているような識見、人格に私も異論があるわけではないけれども、やはり国があれだけ天下りの問題指摘をしてきている中で、県の中においてもそういう要職、三役を務められてきた方が、沖縄県信用保証協会を回って、こう回るということに関しては、私は人事委員会の中ではっきり、人事委員会の中だからこそしっかりすべきところだろうと思うんですよね。これは前副知事の仲里さんもどこか行かれていますよね。こういったことを正すことは、僕は人事行政として規律をしっかりと守って一総務部長もわかるように、今の沖縄の失業率とか、所得とか、県民生活というか、極めて格差が拡大されている中で、一部の人たちが厚遇で迎えられて、やめられた後も生活をやっていける方々が終わった後もというのか、中には勤めたくても勤めきれなくて、本当に病院の治療費も払えないぐらい困っている方々、優秀な方々もいますよね。そういった力量、能力あるけれども、一部の方々がポストにつくことによって、この方々がなかなかつけないというシステムがあると僕は思うんですよね。いろんな方策があると思うけれども、やはりそういった経験の育て方、使い方はほかにもあると思うんですよね。社会的な貢献の仕方は。必ずしもそういうポストにつかないといけないのかというところがあるんですけども、人事行政として県の要職を務められた方々は、外郭団体とか渡り歩くことについては、やめようと人事委員会がすばっと決めたほうが僕はよいと思いますけれども。いかがですか。

○兼島規総務部長 今回の選任の提案したものにつきまして、人事委員会という各種委員会に属する、専門性が求められる委員会の委員の選任でございますので、そこを少し外郭団体一俗にいう天下りとは、ちょっと趣を異にすることを御理解いただければと思います。

○崎山嗣幸委員 この専門的な知識を持っている人は、この人だけではなくてほかにも人員がいるのではないかと。先ほどあったようにこの人しかいないということなんですかと。要職を経ている方だから、そういったことはやらないほうがいいんじゃないのかと私は思うのであって、専門的な経験知識を持って

いる方々は、ほかにも渡っていない方にいると思うんです。

何でこの人でないといけないのかという疑問があるわけですから、そういう渡ることをやめたほうがいいんじゃないかということで、全然渡っていない人で優秀な人がいるんだったら、この人を登用することもいいんじゃないか。そういう必ずしも限定して何カ所も回ってる人は、複数回らなくてもいいのではないか。外郭団体ではないからと言っていますが、でも一たんこの方はやめられて、またそこに人事委員会で配置するわけでしょう。選挙管理委員会だってそうだし、人事委員会だってそうやって、その内部の登用の仕方については、県民から同じような見方をされると思います。

改めて、今後同じやり方をやっていくのかということからするならば、県民からするならば、やはり私たちが言うまでもなく、おかしいなということは率直にあると思いますよ。今後のあり方としてもいかがですか。

○兼島規総務部長 県としましては外郭団体に対する再就職といたしますか、それにつきましては毎年7月に公表しております、課長職の方々については、現在7名の方々が県の職員を辞した後についていると。そのときに一つの基準を設けてまして、一般職等でやめて行かれる場合については任期が原則2期、それから65歳までという基準を設けながら、県民のほうに公表しながらそういうことをやっているわけです。

一方ではこういう特別職、三役も含めて特別職という形、その場合ではやはりそういったものの概念とは、少し趣を異にするのかなという感じを私は持っています。

そういった意味である面では、この専門性がなかなか問われるところがありまして、私どものほうも先ほど申し上げましたように、この人ありきということではなくて、いろんな手を尽くしながら候補者を人選しながら、最終的には今回の提案になっていると御理解いただければと思います。

○崎山嗣幸委員 どちらにしても、専門性があると主張しておりますけれども、そういった理由であるならば、どちらにしてもどうでもつけられる理由であって、先ほどから言っているように、こういう人事のあり方そのものを正していかなければ、今言われることはそういう理由でしか通らないと私は思いますが。ただ実際にそういう登用のあり方は、どちらにしても今の沖縄の現状からするならば、厚遇しているとしか受けとめられないし、それをしっかり基準を一総務部長がおっしゃったように、もし改めるべきところは改めて、やはり広く人材を求めるというのか、そういう広い気持ちがあるほうが、何も県だけ

ではないだろうし、いろんな官庁関係ほか民間にもいるだろうと思いますし、そういった広く人材を求めていくのが正しい人事行政のあり方だと思っています。私は要望して終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 今県職員で一般職の場合には2期で65歳まで。部長以上の場合にはそういう取り決めはないのでしょうか。

○**兼島規総務部長** 部長を含めて一般職ということでございます。

○**新垣清涼委員** 済みません、特別職です。役職の場合は。

○**兼島規総務部長** 特別職は、そういう基準みたいなものは持っておりません。

○**新垣清涼委員** そういう特別職の場合には、いろんな意味で社会に対して非常に影響力というか、考えがあると思うんです。そこで特別職の場合、特に年齢の制限がないものですから、やはり県の要職につかれた方はそこを終えられて、確かに人徳というのか、人望というものがあると思うんですが、その後ろについてくる役職を引き連れてそのところに行かれるというのは、やはり天下りとして非常に黒い影みみたいなものが出る可能性が高いので、そういったことはやはりやめたほうがいいのではないかなと思うんですが。それで天下りについては特に、そこら辺はもう少し自分たちで規制する方法がないのかなと思いますが。

○**兼島規総務部長** 天下りという話になってしまいますと、少し議論が拡散してくるのかなという感じがします。とりわけ国のほうでも天下りというのは、やはり一般職があっせんとかそういった感じで、企業とかそういうところに官公庁のあっせんで行くことを申し上げます。特別職になってきますと、やはり幅広く人材とかそういうものを求めてくるものですから、年齢的な問題も含めていろいろと出てくるものですから、なかなかこういう感じで一我々も一般職については基準をつくってはいまいますが、なかなか縛りがしにくいという観点があります。私のほうからは、そういう形での基準づくりというのは厳しいかなという印象を持っています。

○新垣清涼委員 先日の一般質問の中で沖縄県信用保証協会との関係を尋ねたのですが、先ほどから話になっているように、本人がどうこうという意味ではないですよ。例えば副知事を経験された方が、沖縄県信用保証協会に行かれるというルートをつくっているのかなという疑問があるわけですね。ですから、沖縄県信用保証協会だったら、そこで一生懸命そういう業務にかかわってこられた方が、それだけの知識を持っていらっしゃるわけだから、その中からやはり会長だったり、今県からトップ2人行ってますよね、そういうところをきちんと中の職員の皆さんが、一生懸命働いてそういう経験から来られる、あるいは関係機関というか、金融機関とかそういうところから来られることがよいのではないかなと。もちろん県との関係がありますから、そこでもし交流が必要であるならば、県職員であるうちに、課長であるとか部長に上がるあたりで交流していただいて、そういった業界の内実とか、そういったものはそこで現場を見ていただいて、また戻ってしっかりと金融行政に生かしてもらおうという仕組みだとすっきりするんだけど。

どうも権力を持った方がそこに移って行って、そして仕事をされて、いろんなところに圧力をかけるとか—ないかもしれませんが、そういった形に受け取られてしまう可能性があるんで、そういうものはやめていただきたいと。

今回の場合ですけれども、そういうところにいらして、要するに一たん外に出られたわけですよ。外というか、県に直接関係ないところに出られて、天下りというのかわかりませんが、そしてまた県とのかかわりのところに戻ってこられるのは、こういうルートになっているのかなと。部長を経験された皆さんが、福祉保健部長だとか、農林水産部長だとか、土木建築部長だとか、総務部長はどこというように、暗黙のうちに何か決められているものがあるのかなと、非常に疑問を持つわけですよ。そういうものはあるんですか。

○兼島規総務部長 それはございません。

○新垣清涼委員 確かにないとは答えられないと思うんですけれども、これまでを見ていると、ずっと何代かにわたってなっているところがあるわけですよ、結果としてですけれどもね。それはもちろんその方の人望があって行かれているとは思いますが、そこは県の中でやはり部長を経験された方は、一たんは民間に行かれるとか。企業だったらどんどんよいと思うんですよ。企業は利益優先で戦う。実績を残していかないという意味使えないわけですから。

ところが公的な機関に移っていくということは、自分たちで規制していかないといけないのではないかなど。まして公務員としてこれまでやってこられて、ある意味で安定した職場で、一生懸命取り組まれてきたかもしれませんが、次のときには地域のいろんな福祉関係だとか、いろんな団体のために知識や経験を生かしてほしいなというのがあるのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○兼島規総務部長 このところは職員がそういう形で、推薦という形で各団体等々から受けるものですから、県としましては、推薦という形でもって企業のほうに紹介すると。第三セクターとか公社、外郭団体に属しますけれども、そのほうではやはりそれなりの基準といいますか、選任方法でもって、手続でもって、人選するという立場をとっていますので、我々としてはポストが決まっていますのでそのほうに行かすとか、そういうことではありませんということをお理解いただきたいと思います。

○新垣清涼委員 ですから、相手から推薦をしてくれということで行くわけですよ。推薦をしてくれということは、やはりその団体とのかかわりを持ちたいわけですよ。そこが問題だと思うんですよ。言っていることはわかりますか。そういうシステムをその団体の中で一例えば理事会だとか、そういった中で決められたというのであれば別だと思うんですが、それを県の方に推薦してくれという話になってくると、これはちょっと疑問が出てきますよ。

○兼島規総務部長 そうではなくて、その団体そのものが理事会で決めるかもしれませんが。いずれにして役職員でかける場合には、県に対して推薦がくると。おのずとして団体の意思でございます。それに基づいて我々のほうは、この人はどうですかという形で推薦申し上げて、その手続でもって、理事会等々で決定されるということになります。

○新垣清涼委員 そこら辺のやはり理事会で、もちろんその組織ですから、その決定が一番大事なんでしょうけれども、その中でそういった慣例として推薦をしてもらおうとかね、これまでこう決めていますからそうしようという話でやっているとしたら、やはりそこは改めていくべきではないかと思いません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 機関的なことなんだけれども、人事委員会というのは任務と
いうか、勤務実態はどういう状況ですか。どういうことを主になされるのか。

○兼島規総務部長 ちょっと人事委員会の権限を御説明申しあげます。

主には行政的な権限として、人事行政に関する調査研究、企画立案。それから競争試験または選考を実施すること。それから給料表に関して議会及び知事
に対して報告または勧告をすることです。

次に、準司法的には、勤務条件の措置の要求の審査及び決定に関すること。
それから、不利益的処分の不服申立ての審査及び判定に関すること。

それから、準立法的には、法律または条例に基づき人事委員会規則を制定す
ること等々が求められております。

それから、活動状況ですけれども、まず人事委員会の会議は定例会が毎週火
曜日に開催されるということ。それから、平成21年度の開催状況ですけれども、
定例会が26回、臨時회가10回、それから口頭審理が3回で、委員会としては合
計39回の開催です。

その間、先ほど少し申し上げましたけれども、試験員として試験に立ち会う
こともありますので、その他そういった業務に時間的に拘束されるということ
でございます。

○玉城義和委員 具体的にこの人事行政とか、選考というのは具体的はどうい
うことをされるんですか。

○島田勉人事課長 今行政的権限ということで、人事行政に関する調査研究、
企画立案との部長からの答弁がございましたが、これは毎年給与勧告、報告を
10月ごろ人事委員会が出しておりますが、それに向けて民間の給与実態調査と
か、職員の給与実態調査とか、そういうものを毎年やっております、その状
況をこの給与勧告の中で報告なり、また場合によっては給与条例の改正を勧告
すると。そういったことが行政的権限の1つであります。

○玉城義和委員 例えば具体的に県の人事異動がありますよね。部長をだれに
しようとか、あるいは課長をだれにしようかという選考があるわけですよ。
それについてのかかわりもあるんですか。具体的にそういう人事委員会は。

○兼島規総務部長 人事に関するかわりはございません。ございませんけれども、例えば課長クラスに承認される場合に、給与の格付という決定行為をやらなければいけないんですけれども、そのあたりについては人事委員会の権限になっていまして、その格付の決定であるとか、そういったことは人事委員会でやると。ただ人事に関しては、人事委員会は一切タッチしません。

○玉城義和委員 そうすると、人事行政というところでいくと何をやるんですか。実際にはどういうことをやりますか。

○兼島規総務部長 例えば人事といっても最近幅広くなっておりまして、例えば職員のメンタルヘルスの問題。今回人事委員会からも勧告があるわけですが、職員の勤務環境等々については人事委員会は一定の勧告、報告なりをするものですから、実態調査しながら、そういったことの審議についてもやっていくということになります。それから、人材育成もそうですね。人材育成について人材育成計画を県もつくるわけですが、それに基づきましてどういった人材を今後育成するのか、そういった幅広い人事、単なる人事異動だけじゃなく、そういった意味での人事行政に携わるということでございます。

○玉城義和委員 そういう何か方向性というか、その政策的というか、人事委員会がそういうものを出すわけですか。

○兼島規総務部長 国の人事院勧告等々も参考にしながら、沖縄県も人事委員会がそういった調査をしたものを知事、県議会議長に対して勧告、報告という形で行います。

○玉城義和委員 選考というのは、具体的に例えば新しい職員を採用するときに人事委員会の関与というのは、どういう仕方があるのですか。

○兼島規総務部長 県の試験はいろいろございまして、上級行政試験、それから中級職、それから警察の試験、初級試験もございまして。各種の試験があるわけですが、上級行政で言いますと、試験はまず一次テストペーパーテストします。その後面接をやるんですね。その一次試験を受かった方々は面接します。その面接は人事委員会のほうで面接するものですから、今人事委員会の委員の方々もその面接に加わって、そして人事委員会のほうで、候補者一試験した後の候補者ですけれども、候補者リストを人事委員会のほうでつくりま

す。その候補者リストの中から、例えば任命権者は異なりますけれども、知事部局のほうですと人事課のほうから、候補者リストの中から知事部局は人事課のほうで選別すると、県警察は県警察でそこにアプローチすると、教育委員会は教育委員会でアプローチするとそういった仕組みになっています。

○玉城義和委員 具体的に人事委員会の委員というのは、選考の中には入らないのですか。採用には入らないのですか。

○兼島規総務部長 今言った選考試験の面接をやりますので、その選考員の中に入っています。人事委員会の委員の方々が選考の中に入って、最終的に人事委員会で試験の合格者を決定します。

○玉城義和委員 よくわかりませんが、合格者が出ると、何名かいる中からこのA、B、C、Dを採っていくというのは、最終的にこの人事委員会の委員が決めるということですか。

○兼島規総務部長 人事委員会は候補者リストをつくるだけです。その後は例えば県当局、人事課のほうで、その中から知事部局にこういう人を採りたいという形でまた選考してくるという手続です。

○玉城義和委員 ほかにどういう方々が今人事委員会の委員なんですか。

○兼島規総務部長 1人は弁護士の竹下勇夫氏。もうお一方は経済界からの仲吉朝信氏です。

○玉城義和委員 3名ということですか。

○兼島規総務部長 3名です。

○玉城義和委員 そういうことであれば、さっきおっしゃった行政含めてという必然性は、今の答弁からは感じられません。まあいずれにしても、皆さんが言っているように、人事に少し違和感を持っているということはみんなあるわけです。そこのところは、今言った任務について必ずしも今上がっている方でもできるということは、今の話から十分いけるわけであります。そういう意味で我々が感じているのは、非常に決定の仕方がほかの委員会も含めて、

同じ人がしょっちゅう金太郎あめみたいに出てくるところがあって、何となく人材を発掘する作業を抜いて、多少イージーに同じ人を繰り返し回してのではないかという批判が最近あるわけでありまして、そののところだけを申し上げて終わりたいと思います。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案沖縄県収用委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 同じく資料の22ページをごらんください。

乙第12号議案沖縄県収用委員会委員の任命について説明します。

この議案は、沖縄県収用委員会委員7人のうち2人が平成22年7月22日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

収用委員会委員は、土地収用法第52条第3項の規定により法律、経済または行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正に判断できる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました當真良明氏及び兼島雅仁氏は、今回再任をお願いするものでございますが、両氏はこれまで、収用委員会委員としての職責を十分果たしてこられましたので、議会の同意を得まして任命いたしたいと考えております。

以上、乙第12号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 収用委員会の場合は、任期はどのくらいで、県として一人何期までという規定というか、内規みたいなものはありますか。

○兼島規総務部長 収用委員会の任期は1期3年でございます。私どもの1つの基準として、要綱上は3期までです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 今この収用委員会の仕事、役割、出番というか、最近の仕事、動きを説明してもらえませんか。

○大城勝用地課班長 最近の収用裁決の状況でございます。平成17年度から平成21年度の5年間について御説明申し上げます。最近5年間の裁決の状況について言いますと、平成17年度は駐留軍用地使用裁決関係で権利取得裁決で14件、明け渡し裁決14件の計28件裁決を行っております。平成18年度は駐留軍用地使用裁決関係で権利取得裁決1件、明け渡し裁決1件の計2件、一般事案で権利取得裁決2件、明け渡し裁決2件の4件、合計6件の裁決を行っております。平成19年度は権利取得裁決5件、明け渡し裁決5件の計10件で、いずれも一般事案であります。平成20年度は権利取得裁決3件、明け渡し裁決2件、補償裁決1件の計6件で、いずれも一般事案であります。昨年、平成21年度は権利取得裁決9件、明け渡し裁決9件の計18件で、いずれも一般事案であります。

以上、5年間の裁決状況であります。

○照屋守之委員 今、新石垣空港つくってますね。その件でも出番がありましたか。

○大城勝用地課班長 新石垣空港につきましては、去る6月17日に新石垣空港整備事業その6とその7を裁決したところであります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はございますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案沖縄県公安委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 23ページをごらんください。

乙第13号議案沖縄県公安委員会委員の任命について説明します。

この議案は、沖縄県公安委員会委員3人のうち1人が平成22年7月22日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公安委員会委員は、警察法第39条第1項の規定により、県議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました安里昌利氏は、今回再任をお願いするものでございますが、同氏はこれまで公安委員会委員としての職責を十分果たしてこられましたので、議会の同意を得まして任命したいと考えております。

以上、乙第13号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第14号議案沖縄県公害審査会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 24ページをごらんください。

乙第14号議案沖縄県公害審査会委員の任命について説明します。

この議案は、沖縄県公害審査会委員12人が平成22年8月3日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため公害紛争処理法第16条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公害審査会委員は、人格が高潔で識見が高い者—具体的には、公害紛争処理について専門的知識、経験を必要とすることから、法律、医療、公衆衛生部門を中心に、学識経験を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました12人の方々は、いずれも公害紛争処理に関し法律、医療、公衆衛生、環境問題、社会一般についてすぐれた知識と経験を有しており、公害審査会委員として適任であることから、議会の同意を得まして任命したいと考えております。

以上、乙第14号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第18号議案沖縄県監査委員の選任について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 平成22年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その3）をごらんください。

21ページをごらんください。

今回追加提案いたしました、乙第18号議案沖縄県監査委員の選任について説明します。

この議案は、沖縄県監査委員4人のうち、議員のうちから選任された1人が平成22年6月14日で辞職したことに伴い、その後任を選任するため地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御提案いたしました具志孝助氏は、去る6月15日に県議会議長から御推薦をいただいておりますので、議会の同意を得まして選任いたしたいと考えております。

以上、乙第18号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

浦崎唯昭委員。

○**浦崎唯昭委員** 監査委員の人事のたびにお聞きするんですけども、議員が監査委員になるという意味は何ですか。

○**島田勉人事課長** 監査委員設置の根拠についてでございますが、一般的に監査委員は地方自治法第180条の5第1項により、普通地方公共団体に置かなければならないとされてるとともに、その同法第195条第1項で監査委員を置くとされております。また、監査委員の定数は4人とされておりますが、さらにこの4人の委員のうち、識見を有する者のほか、2人または1人は議員のうちから選任するものとされております。これは地方自治法の第196条でございます。ということで本県では、2名の議員を議員委員を選任してるところでございます。

○**浦崎唯昭委員** 法律で議員がなるべきだという話はよく聞いておりまして、わかっています。せんだって、この委員会で北海道の栗山町議会を視察に行っ
てまいりました。議会改革を非常に先行的にやっているところでしたので、いろいろな改革をしている中で、この監査委員に議員がつくことに対して、私
がいろいろ問題があるのではないですかとお聞きしたら、全く同感ですが、ただ
法律であるのでやっておりますと言っておられました。

思うに、国会で、いわゆる法律をつくる制度調査会あたりで、私は議論をし

てしかるべきではないのかなと思うのですけどね。議員、私たちはこういう委員会の立場で、また本会議の立場で、行政のいろいろなお話をさせていただく機会はあるわけですよ。それなのに、議員がまた監査委員に入って監査をするということは、これは余りふさわしいことではないのかなと思うのですよ。

そこで、今後そういう委員会あたりでの提起があって、今後の法律的な意味での改正を沖縄県から申し上げることも、もし私の言っていることに理解していただけるのであれば、そういう制度改正も申し上げることも必要ではないのかなと。議員が監査委員として入らなければならない理由は、私はないと思っているのですよ。それよりも、もっとすばらしい優秀な方々がいらっしゃいますのでね。そんな思いを持っているのですが、今後のために。

私は何も具志孝助がだめというわけではないですよ。根本的なあり方に、いつも監査委員の選任のたびにそういう質疑をさせていただいて、法律でありますということを聞いて、それはやむを得ないのかなと思うのですけども、ふさわしいポストではないのではとっておりますので、そういう提起をすることができないのかどうか、御答弁いただけませんか、総務部長。

○兼島規総務部長 私も少し勉強不足で、このいきさつ等々があろうかと思えます。地方自治法で規定している以上、いきさつがあろうかと思えますけれども、多分私の感じているところを申し上げますと、地方自治体は大統領制をしいており、議員内閣制ではないところが1つポイントなのかなと。

議院内閣制をしいてますと、当然議会の議員の中から代表が選ばれてという形をとりますので、表裏一体になってしまう。そういった意味でいうと、その内部一議員のほうから監査委員を出すのはなかなか難しいのかなと。

ただ地方自治体のほうは、大統領制をしいている関係で言いますと、やはりもう一度、議会のチェック機能もございまして、さらにこの監査の内部に入って、議会のサイドからチェックをかけるという要素があるのかなと。

ただ委員御指摘のとおり、大分地域主権戦略会議の中でも、いろいろ議論されています。今回—これについての議論ではないのですけれども、例えば副市長、それから副知事等々を議員の中から選んだらどうかという議論もなされています。まさに議院内閣制に転換する、そういったいきさつ等々もあるのかもしれない。そういったことを議論しながら、この議員の中から監査委員を選ぶことについても、その中でいろいろ議論されていくのかなと思っています。以上です。

○浦崎唯昭委員 過去にもいろいろな問題、議論が発展した中で、監査ではこ

れが通ってきた、しかし議会では問題になったことがあるわけですね。ですからそういう意味では、今後もそういう観点から一今総務部長がおっしゃったこともわからないではないのですけれども、そういう観点からも頭に入れていただきまして、総務部の中で話をする機会があればと要望しておきます。以上です。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案専決処分の承認について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** それでは、平成22年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その2）で説明します。

27ページをごらんください。

乙第15号議案専決処分の承認について説明します。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることになりました。これに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。

この議案は、同法同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求めるものであります。主な改正内容を申し上げますと、自動車取得税及び軽油引取税について暫定税率を廃止した上で、当分の間、改正前の税率水準を維持すること等であります。

以上、乙第15号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 乙第15号議案、乙第16号議案と関連しますけれども、地方税法の改正が行われて、その中で子ども手当の関係で個人住民税の扶養控除等が廃止されて恒久措置になっている。まあ、私はそれが入っているのかなと思って事前に教えていただいたら、条例上いわゆる法令に従うという格好になっている関係で、これが表記されていないということなんですけれども、このところをまず最初に御説明をお願いしたいと思います。

○西平寛俊税務課長 今回の地方税法の改正は大きく3つございまして、1つは総務部長が申しあげました暫定税率の改正。それから地方たばこ税の改正。それから個人住民税の扶養控除の改正一廃止。大きく分けましてこの3つでございます。

沖縄県税条例は、地方税法を引用している部分がございます、それで今回扶養控除の廃止がなぜ入ってないのかという御質疑ですけれども、所得控除に関しては地方税法を引用するという条文になってございまして、条文上の改正等がございますので、提案に至らないということでございます。

○前田政明委員 これは沖縄県税条例第21条ですか、そこでさっき言われた地方税法第34条に定めるところによるというところでもいいんですね。

これは、私は大変影響があるものが直接的な審査がやりにくい条例になっているということが1つあります。その関係で、今度の地方税法で、もともと民主党のマニフェストにもなかった個人住民税の年少特定扶養控除の廃止、縮小が行われて、過去最大規模の実質的な増税になっていると思います。そういう面で、子ども手当との関係での影響、実質的増税その他どうなっているのかについて、御説明お願いしたいと思います。

○西平寛俊税務課長 今御質疑の件ですけれども、今回の扶養控除の廃止と申しますのは、子ども手当の導入に伴って扶養控除を廃止するというところでございます。大きく分けて2つありまして、1つは15歳未満の年少控除一年少扶養親族の控除の廃止です。それからもう一つは特定扶養控除の廃止で、これは高校生から大学生の間で大学行ったり、そういう形で資金が必要だということで、生活費がかさむということで、かさ上げされている部分がございます。その部分について扶養手当が支給される関係がございますので、廃止するのが今回の

扶養控除廃止の内容でございます。

それから、御質疑がありました件について、増税になるかどうかということですが、今説明申し上げました扶養控除の廃止につきましては、子ども手当が満額支給される前提で設計されている改正と理解してはいますが、現在政府では子ども手当を半額支給する形になっていますので、それからすると当初の設計と若干違いが出てくる形があるかと思えます。

それで、子ども手当については次年度からは現行より上乗せする形になっていますし、また、満額支給しない場合の制度についてはどうするかを今後検討していくことになっていますけれども、この辺についてはまだ不確定なところもあります。もし、子ども手当を現行の1万3000円一半額のまま支給した場合は、実質的には世帯当たりの負担がふえていく形になっていくということでございます。

○前田政明委員 皆さんからいただいた資料の中で300万円、500万円、700万円とありますよね。その辺の数字を述べていただければ。

○西平寛俊税務課長 委員のほうから御質疑のありました扶養控除の影響額につきまして、配偶者が専業、子供が2歳の家庭—1人子供の場合で試算してみたところ、所得税の扶養控除が廃止される、それから住民税の扶養控除も廃止されることがございます。住民税の扶養控除につきましては一定額なんですけれども、所得税の扶養控除につきましては、所得に応じて控除額が違っていきます。それから児童手当の廃止がございます。

一方で、子ども手当が創設されますので、プラス分がありますけれども、総額では1年間で、300万円の収入がある世帯では1万6000円の減収になる想定で、500万円の収入のある世帯につきましては、2万9000円の減収になる推計でございます。

○前田政明委員 これは市議会でも議論しましたけれども、子ども手当というのは収入になるのですか。子ども手当が入ってきますよね。

○西平寛俊税務課長 税の計算上は収入には含めません。所得の計算上は入れないということでございます。

○前田政明委員 子ども手当が入ることによって、現場の話ですが、一ちよっときょう資料持ってくるのを忘れてしまって、いろいろ保育料とか、その

他住民税非課税の世帯とかそういう流れの中で、いろいろな影響がかなり出てくるという意味で、僕は収入認定されているのかなと思っていたのです。

やはり入ってくることによって、大きな影響が幾つか出てくる懸念がありますけれども、保育料とかその他、これに準ずる形で影響が出てくるのはどういふのがありますか。

○西平寛俊税務課長 具体的に、市町村のいろいろな保育料とかは税をもとにしてやっている部分がございますので、今の扶養控除の廃止に伴って、例えば幼稚園の補助ですとか、それから国民保険制度ですとか、そういったものに影響が出てくることになります。

○前田政明委員 ですから、扶養控除の廃止によって実質的に課税される。そういう面では、保育料とかでも所得課税ゼロとその他違うということで、かなり大きな実質的な影響が各地に出てくる問題がある。いろいろな福祉関係でも非課税といいますか、非課税世帯とそうでない世帯とか、後期高齢者医療制度とか、いろいろ福祉関係でも影響出てくるんでしょう。

○西平寛俊税務課長 老人ホームの関係とかでも出てくることになります。資料を読み上げますけれども、私立幼稚園就業奨励費補助、高等学校交通遺児授業料減免、国民健康保険制度の保険料、後期高齢者医療制度の自己負担分、障害者自立支援制度の自己負担分等々になります。

○前田政明委員 後で資料を下さい。

そういう意味で、この子ども手当の問題は、今のところの半額でいうと実質増税。それから、限りなくお年寄りやその他含めていろいろな形で、とんでもない、いわゆる過去最大規模の実質的な増税をもたらしていると。それに対して、地方税法改正に伴うものが先ほど審査できなかったものですから、今その関連で指摘をしました。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 今おっしゃっている地方税法改正に伴う条例改正で、市町村末端での説明があったのですが、県条例で関係するものはないのですか。地方税法改正に伴うもので影響するものはないのですか。今出されたものだけなの

ですか。

○西平寛俊税務課長 沖縄県税条例関係の関係では、今のところ出ないと思います。

○崎山嗣幸委員 今提案されているのは地方税法ではなくて、所得税法になるのかな、その根拠に基づく改正のもので専決処分されたものなんですか。目的は。

○西平寛俊税務課長 地方税法の改正に伴って改正をしてるのですけれども、今申し上げた住民税の扶養控除については、条文上の改正はございません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案専決処分の承認について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 同じく資料の35ページをごらんください。

乙第16号議案専決処分の承認について説明します。

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が平成22年3月31日に改正され、同年4月1日から施行されることになりました。これに伴い、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。

この議案は、同法同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求めるものであります。改正内容を申し上げますと、過疎地域における課税免除について、対象業種のうちソフトウェア業を廃止して、情報通信技術利用事業を追加した上で、適用期限を平成23年3月31日まで1年延長すること等であり

ます。

以上、乙第16号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情平成20年第83号外17件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** それでは総務部関係の陳情案件について、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明します。

資料の2枚目及び3枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の陳情は継続14件、新規4件となっております。継続の陳情平成20年第83号から平成22年第12号までの14件については、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情の処理概要を説明いたします。

15ページをお開きください。

沖縄県女性団体連絡協議会会長宮平叶子氏から提出のあります陳情第61号無償教育の実現を求める陳情について、説明します。

県では、平成22年度から私立高校生等に対し、公立高等学校授業料と同額の高等学校等就学支援金が交付されることとなり、就学上の家計負担の軽減が図られたところです。

今後とも、私立学校の果たす重要な役割を踏まえ、国及び他県の動向を見ながら、引き続き所要の予算措置に努めてまいります。

16ページをお開きください。

糸数昌信氏から提出のあります陳情第71号若夏荘及びうるま荘に関する陳情について説明します。

職員の福利厚生施設である若夏荘は、経営状況が厳しく、管理運営費の軽減及び利用促進を図ってまいりましたが、抜本的な経営改善には至らず、平成21年3月に廃止いたしました。現在、県民が利用する施設として、再利用できるかどうかを含めて、跡利用について検討しているところでございます。なお、うるま荘については、今後も県職員住宅として継続していく予定であります。

17ページをお開きください。

沖縄県私立中学高等学校協会会長稲福達也氏外1人から提出のあります陳情第141号私学の校舎改築助成に関する陳情と、18ページの沖縄県私立小学校協会会長幸聖二郎氏から提出のあります陳情第142号私学の校舎改築助成に関する陳情、この2件のについては同一の処理概要でございますので、一括してご説明します。

私立学校の校舎等の改築等については、基本的に学校法人の責任において整備されるものであることから、国庫補助の対象となっておりません。本県の厳しい財政状況を踏まえると、助成は困難な状況にありますので、私学関係団体の実施する融資や利子助成制度の周知等に努めるとともに、校舎等整備に関する支援の拡充等について、今後とも九州地方知事会等を通じ国に要望するなど、努力してまいります。

以上、総務部所管の陳情につきまして、処理概要を説明いたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 新しい陳情で私学の校舎改築助成に関する要望ですけれども、教育の機会均等という形では、確かに私学であろうが公立であろうが、これは本当にひとしく行政のほうで支援をしていかなければならないという観点から、教育委員会と私学とは全く別だという観点で、紋切り型にいつもこれは無理だということですので、校舎については年々老朽化していくわけですね。年々状況が厳しくなっていくわけなんです。そういうところで、今後も本当にこういう形でよいのか、総務部長のお気持ちで、本当にこれかというのを含めてお願いいたします。

○兼島規総務部長 私どものほうも実を言いますと、大変苦慮しているところがございます。少し御説明しますと、私立学校というところのほうで、確かに機会均等、なぜ公立高校と何が違うのかという問題が確かにあるかと思っております。ただ私学という関係で言いますと、なかなか国の壁が厚い。と申しますのは、私立学校法の中で私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって私立学校云々と書いてあるのです。この自主性を重んずるといふところのほうで、どうしても私学のほうは設立する際に、土地建物等々不動産を所有しないとなかなか認可できない仕組みになっているのです。その観点から言いますと、やはり持っている建物であり、それから不動産等々についても、それを改築したりすることもやはり学校法人の責任でもってやるというのが国の基本的な考えなんです。その観点から言いますと、なかなか厳しい壁がある。ただ一方では、先ほど委員が御指摘のとおり、公立高等学校と何が違うのかという観点で言いますと、やはりもう少し公共性を高めて、先ほど言った私学の法律の中で、公共性を高めて何らかの助成ができないのかということが我々の基本的な考え方です。その関係で、九州知事会等々を通じながら各県とも連動して、この私学の改築について何とか国の助成をということをお求めているわけでございます。

○山内末子委員 高等学校とか、今沖縄県の私学は中高一貫教育の中でとても沖縄県の教育に寄与した功績というものは、沖縄県をつくってきたと大きく言えば、そういうぐらいの気持ちだと思います。この近年、公教育の中で、高等学校の中で私学に負けずに一生懸命やらなければならないということで、進学校、公立の中での進学校と銘打った形の高等学校をつくってきたわけですね。そういう流れがある中で、やはりそういった公教育の中で、そういうとこ

ろにどんどん進学率の高めた公教育があつて、そうすると、最初の設立の私学の皆さん方に行くようなところがどんどん流れていった状況があつて、厳しい状況が今多々起きていることがあると思うんです。そういったことを考えると、沖縄県全体の教育で考えますと、沖縄県が私学の何と申しますか、自立するものを妨げた要因を一部にはつくってきたのではないかと、そういう考えも多々出てきていると思うんですよ。そういった意味からすると、やはり沖縄県は沖縄県独自の助成の仕方をもう少し、国の考え方ということも含めて、そういうことも含めて沖縄県独自の助成の仕方をもう少し国に求めていくことも必要かなと思いますけれども、どうでしょうか。

○兼島規総務部長 これは、少し私どものほうも先ほど申し上げましたように、オールジャパンの観点で言いますと、九州知事会を通じて同じ私学の立場でこういう助成ができないかということをお求めしていますけれども、委員おっしゃるように、ある面では沖縄だけの私学の振興という観点から、何とか国に認められないかということをお模索する時期にきているのかなという感じを持っています。ポスト沖縄振興計画ということで今議論されている中で、私どものほうとしてもその中に入り込んで、ぜひ沖縄の私学の果たした役割等々含めてしんしゃくしながら、しっかりとその辺の助成ができないかどうかということについて、鋭意検討していきたいと思っております。

○山内末子委員 前回の議会の中で、沖縄科学技術大学院大学関連の中で沖縄アミークスインターナショナルに対しましての県独自の補助金が出ましたよね。その中でも、そこは沖縄科学技術大学院大学のための絶対必要な施設だということで、未来への投資という形で、そこは県も頑張ってお出したということではあるのですが、こういった同じ沖縄県内でいて、全然違うのだと言っても、やはり教育を受ける権利からすると同じなんです。そういう観点もありますので、ぜひ沖縄県は沖縄県のいろいろな教育の考え方がこれから必要になると思いますので、ぜひ頑張って検討していただきたいと思います。

○兼島規総務部長 先ほども申し上げましたけれども、今の趣旨も踏まえて検討していきたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 この私学助成は、今非常に我々もどうしたものかなと考えているのですけれども、私は昔会社をつくったことがあって、それは全部自腹でやっていくわけです。そうすると私立の学校についても、独自のこれまで公の教育内、自分たちの考えで教育を考えていくということで、いろいろ制約のある中でやってきているわけですよ。今の興南高等学校とか、そうやって頑張っていて、そうすると生徒も非常に集まりやすいわけですよ。沖縄尚学高等学校も、前の私立を今の先生が金を出して、頑張っていて、前の経営よりは非常によいものができているわけでしょう。だからそういうものも含めて、果たしてそういうものが、県がそういう仕組みがなくて、今九州知事会でも国に求めて、何とか仕組みをつくってほしいという要望は今しているわけですよ。今の世の中は、みんなそういうものが、今まで自分たちがやってきて、頑張ってきて、やれている部分についてはあれだけど、あるどこかの時点で、我々も同じ平等ではないの、頑張ってきたのではないの、というものが出てきますよね。この問題だけではなくて、ほかの問題も全部そうなるっていくわけですよ。ですからその辺がそれでいいのかなという思いもあって、ただ一方では、そういうものもあるのだけれども、どうかなという矛盾したものがあるわけさ。私だったら、自分の責任でつくっているものだから、自分の経営力でやってきて、何とかやれる分についてはやって、何でこれは私の独自のもので自分でやるということですから、それはそれでいいのだけれども、その辺がよくわからないわけよね。どこまで公がかかわっていいのか。そうすると、またそれぞれの独自の経営自体は、何で別にそうだったら公に売り飛ばしたほうがいいのではということもあるわけでしょう。その辺の境目が、我々も言い分はわかりますよね。でも、最初から立ち上げてきた経緯とこれまでの歴史、そういうものと今国がそういうことに対する仕組みがない。県はそうやって間に挟まって苦しい立場。我々もそういう要望を受けたりとか、要請したりとかという立場。非常にわかりにくい、やりにくいわけね。これ、国はどういう感触なんですか。今、実際九州知事会あたりと、所管は文部科学省ですかね。やりとりをしてどういう状況なんですか。

○兼島規総務部長 委員のおっしゃるとおり、そこのほうに根があるのですね。憲法89条の中で私学の助成等々があるわけですが、ある程度の整理がされているのです、実際には。自主性を重んじるわけですよ。戦前の歴史等々がありまして、やはり私立学校とか、そこに対する国の関与等というものがある。ある面では戦後は私学の実践を重んじる、公共の関与を少なくしようというものが私学の振興の第一であります。ただどんどん進んでいきますと、やは

り私学の経営も厳しくなってくると。経営が厳しくなると、やはり子供たちに影響を与えます。その関係で国は助成措置をしようとする。そのかわり助成措置は経営に資するための、経営の助成措置だけなのです。そういった意味では大きく関与しません。最低限経営が成り立つような関与の仕方ということが基本的な考え方なんです。そこのあたりでなかなか国のほうも関与がしにくい。今おっしゃるような校舎の改築等々につきましては、先ほど申し上げましたように、私学の学校認可を認めるときにやはり一定の財産を持っていないと、私学経営が成り立たなくなるものですから、一定の財産の所有を求めます。その関係で言いますと、それを改築するのは皆さんの責任でしょうということが、国の基本的な考え方なんです。なかなか九州知事会を通じて要望をしても、国のほうの壁が厚いというのはその辺がありまして、どうしてもそういった改築等々については、やはり皆さんの自主性を重んじた形で認可しているわけですから、皆さんの自主性を持ってやってくださいということが基本的な考え方です。

○照屋守之委員 今、国は少し壁が厚い感じがするわけですね。そうすると、例えばこう挙げていったときに、国とすれば恐らく部分部分のものではないから、北海道から沖縄まで全部の私学のものについてそういう仕組みをつくらないといけないから、恐らく莫大な、そういう予算的な財政事情も含めての懸念があると思うんですよね。そうすると、先ほど総務部長が言っていたような、沖縄は沖縄だけの何らかの仕組みの中にそういうものを組み込んで、それを要求していくというものが、まだいいのかなという思いもありはするんですけどもね。今の特別調整費みたいな、そういうものがこういうものに使えるような仕組みづくりとかというものも検討してもよいかもかもしれませんね。それはどうですかね。可能性はありますか。

○兼島規総務部長 私どものほうで先ほど山内委員の質疑に少しお答えしてまいりましたけれども、今公立学校の整備につきまして、それなりに沖縄のかさ上げ分の補助率の高さで、かさ上げしているところがあるわけですね。例えば高等学校の建物の新增築でありますと、国のほうにはそういった補助制度がないわけですが、沖縄県はその3分の2は補助するという仕組みがあるわけです。ある面では沖縄振興、それから沖縄の学校の教育施設の整備という観点から、これだけの高率補助が認められているかと思っております。その観点から、沖縄に所在する私立高等学校の増改築について、何らか国のほうから補助が引き出せないのかということ、我々としては少し検討してみたいという

こととございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 今回の私学振興の件については、先ほど総務部長の答弁があった方向で頑張っていたきたいと思います。

継続の陳情平成20年第83号から後続くものですが、今、突然消費税10%というものが、この参議院議員選挙を前にして自民党のマニフェスト、それから民主党の公約的なものになっているのですけれども、これは5%増税となると県民生活、県経済にどういう影響が出るか、そこのところちょっとお尋ねしたいと思います。

○**兼島規総務部長** これは、今の御質疑に少し直接答えていないかもしれませんが、御説明を申し上げます。平成20年における本県の消費税収ですけれども、約1034億円であります。御存じのように、全国的にいきますと12兆円が消費税の税収でございますので、そのうちの1034億円ですね。人口1人当たりで換算しますと、7万3985円が1人当たりの消費税額であります。これがさらに5%アップされるといいますと、1人当たり約14万円、15万円近くの額が消費税として徴収されるということでございます。

○**前田政明委員** そうすると、4人家族の場合になると4を掛けたらよいだけですか。

○**兼島規総務部長** これまた1つの指標でございますけれども、2009年における有業者1人の4人家族世帯を対象とした—これは第一生命総合研究所の試算でございますけれども、消費税が10%に引き上げられた場合の世帯の負担総額は34万6000円になると。現状の5%ですと16万5000円であります。これは全国ベースです。

○**前田政明委員** そうなると、今の失業率や不況の中で、これは非常に大きな影響を与えると思うんですけれども、どんなでしょうかね。

○**兼島規総務部長** 1人当たり県民所得が全国の約7割という低所得者層が多い沖縄県にとって、このまま消費税が上げられると大変厳しい状況が予想され

ます。ただ政府のほうは、いろいろと低所得者層への配慮等々もいろいろと議論されている最中ですので、一概にこれだけの影響額というわけにはいかないかと思えます。

○前田政明委員 先ほどの子ども手当のほうからしても、控除がなくなると、実質的な増税と。それから、さまざまな社会福祉、保育料を含めて非課税世帯と課税世帯は全然違うという中で、大変な負担が押しかける中で、先ほど出ていたものは大変だなと思えます。それで消費税ができて21年ですけれども、ある資料では224兆円消費税がこの間入っていると。しかし、この間の大企業などの法人税関係の減税が208兆円で、実質的にはこれも大企業減税と私たち見えていますけれども、この間1988年の消費税導入前の場合には、健康保険は本人窓口1割負担。これが今は3割。それから国民健康保険料の平均が、大体5万6374円だったものが9万618円と倍になっていると。国民年金も掛け金が7700円だったものが、今1万5100円になっているとかですね。そういう面では何と申しましょか、いわゆる福祉だとかその他に使われてない。今回も15%ぐらい大企業の減税ということで、その額が消費税増で約11兆円のうち9兆円が消えてしまいますということもあって、そういう面ではここの陳情にあるように、やはり大きな経済的な影響、県民生活に非常に影響を与えるものだなと思えます。この消費税増税はやるべきではないと述べて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第9号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 乙第9号議案の工事請負契約について、御説明いたします。

平成22年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の19ページをごらんください。

この議案は、南北大東地区での県域地上デジタル放送実施を目的に、沖縄本島から南大東島までの海底光ケーブル敷設等放送伝送路構築に要する海底光ケーブル及びそれに接続する機器の製作、設置等を実施するものです。

契約の方法は随意契約。契約金額は18億7740万円。契約の相手方は西日本電信電話株式会社沖縄支店を予定しております。

配付の地上デジタル放送推進事業のイメージ図で現状と工事の概要を説明します。図の左—アナログテレビ放送の現状ですが、沖縄本島から東へ360キロメートルに位置している南北大東島には地上放送波が届きません。そのため、東京都が小笠原諸島向けに行っている衛星放送を南大東島で受信し、北大東島へ送信しており、両村の中継局から各世帯へ地上波を送信しています。課題としては県域放送が視聴できない、地上デジタル放送実施のめどが立たないことでした。図の右—南北大東地区の地上デジタル放送推進事業ですが、糸満市にあります沖縄本島陸揚局から南大東陸揚局まで海底光ケーブル等伝送路設備、約410キロメートルを整備するものです。事業の効果としては、県域放送が地上デジタル放送で視聴可能となること、NTT西日本との共同敷設による運営費の軽減が図れることなどです。

今回の工事は、海底光ケーブルの製作、局舎工事として沖縄本島陸揚局と南大東陸揚局の増改築と機器の設置、沖縄本島側の陸揚管路敷設の3工程の工事です。

なお、今回の工事で製作する海底光ケーブルの敷設工事は、12月議会での提案を予定しており、平成23年7月の地上デジタル移行までに中継局整備などすべての工事を完了する計画をしております。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情平成20年第60号外24件の審査を行います。

まず、陳情平成20年第150号を除く陳情24件について、企画部長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

なお、陳情平成20年第150号につきましては、知事公室と共管になっておりますので、知事公室関係の陳情審査のときに一括して説明を求め、審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

川上好久企画部長。

○**川上好久企画部長** 企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから3ページにかけては、陳情の一覧表がございます。企画部関係の陳情につきましては、継続の陳情22件、新規が3件となっております。継続審査のうち、8ページの陳情平成21年第91号の2、台湾東部と八重山諸島の観光経済圏形推進に向けた課題に関する陳情につきましては、経過・処理方針等に変更がございますので、変更部分を御説明いたします。

8ページをお開きください。

これまで県は、八重山市町会に対し航路に関する情報を収集・提供するとともに、その要請行動等を支援してまいりました。こうした取り組みの結果、財団法人交流協会と亜東関係協会との間で、平成22年7月末より飛行短縮が実現することが合意されました。

今回の合意により、石垣—台湾間では約4分、与那国—台湾間で約20分の飛行時間の短縮が図られる見込みです。

それでは、新規の陳情について、御説明いたします。

新規陳情3件のうち、24ページの陳情第96号は、15ページの陳情平成21年第201号永住外国人への地方参政権付与を日本政府に求める意見書を可決しないよう求める陳情と経過・処理方針等が同じでありますので、説明を省略いたします。

23ページをお開きください。

陳情第82号沖縄特例地域推進に関する陳情について、御説明いたします。

地方分権改革は、国と地方の役割分担を明確にし、地方がみずからの判断と責任において行政を運営することを促進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目的に行われるものであります。政府は地域主権改革を掲げ、補完性の原理の考え方に基つき、地域のことは地域住民が責任をもって決めることにより、依存と分配の政治から自立と創造の政治への転換を図る施策を推進しており、本年6月に地域主権戦略大綱を閣議決定したところであります。また、本年3月に沖縄県が策定した沖縄21世紀ビジョンにおいては、道州制について、離島振興や基地問題など沖縄固有の諸問題の解決、沖縄の発展可能性の追求、目指すべき将来像実現の観点から、新しい国の形を先導する沖縄単独州のあり方を検討することとしております。県としましては、沖縄道州制懇話会による沖縄の特例型道州制に関する提言（平成21年9月）の趣旨を踏まえるとともに、政府の地域主権改革の動向を見据えながら、地域主権及び道州制のあり方について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、25ページをお開きください。

陳情第130号新たな公共交通システム導入に関する陳情について、御説明いたします。

県土の均衡ある発展、交通渋滞の緩和、基地跡地の整備、観光振興、環境負荷の軽減を図るためには、鉄軌道の導入を含めた公共交通の基本的なあり方を検討する必要があります。県では、昨年中南部都市圏における新たな公共交通システムの調査を実施し、その課題と可能性について整理しております。また、国においても沖縄県の県土構造と新たな公共交通システム導入の意義を整理した上で、住民、観光客等のニーズの把握、交通システムの比較を踏まえた事業採算性、大規模な返還跡地の有効活用との関係など、鉄軌道に関する調査が今年度から2年間の予定で行われます。鉄軌道導入については、県民の利便性が向上する反面、建設コストや維持コスト等の問題もあることから、県では、国が行う調査も参考にしながら、今年度から行う沖縄県総合交通体系基本計画の

見直しの中で、さらなる検討を進めてまいります。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 陳情第130号ですが、これは県、企画部が出した沖縄本島の縦断鉄軌道についての結果、そしてその結論の部分からいうとかなり一手元がありませんが、かなり確定的にポスト沖縄振興計画だとか、あるいは県の方針としての沖縄21世紀ビジョンにも入っているわけですから、かなり前向きに報告書の結論のところでは出ていたように感じるのですが、この処理概要と少し違いがあるように感じるのですが、どうなんですか。

○川上好久企画部長 平成21年度の調査は、この調査の目的は大規模駐留軍用地跡地等利用推進費を活用して、中南部都市圏における新たな公共交通システムの可能性を調査するというので、これは嘉手納飛行場より南の返還跡地を含めた都市圏の成長戦略を考える基礎資料という位置づけです。したがって、事業の採算性それからルート等も、ある意味必ず基地跡地を通るようなコースで考えてみたときにルートはどうなるのか、非常に概略的な位置づけになっております。そういう中での一定の結論なので、それを踏まえて、また今国が取りかかっている調査等々を見ながら、次に沖縄県総合交通体系基本計画の中でしっかり議論していこうという位置づけです。したがって、陳情はそういう形で整理をさせていただいております。

○玉城義和委員 僕が言っているのは、皆さん、企画部が出した調査概要の結果、結論については、例えば下のレールだとか施設だとかいう基本的なインフラストラクチャーの部分と上部の鉄道の列車の部分等を切り離すとか、あるいは整備新幹線の新しい法律に基づくとか、新しい法整備も含めて要請するとか、

結構踏み込んだ方針、結論が出ていて、基本的にはポスト沖縄振興計画にも含めてという姿勢が見えて、かなりこれは政策的にもという感じを受けるわけですよね。今度の一般質問、代表質問含めてかなりトーンが一これから検討するとか、あるいはいつものような、この10年間やってきた見直しの中で検討を進めていくとか、また戻っているというか、そういう印象を非常に強く受けるのですよ。ですからやるのであれば、ポスト沖縄振興計画は来年ぐらいまでにやらないといけないわけですから、具体的に要求としては、これから検討していくという話にはならないのであろうと思うのですよ。ですから新しい法制度も含めて整備新幹線のこれまでのやり方、制度も例示されているわけですよね。これが普天間飛行場を通らなければならないような、そもそも財源の出どころの話があってそうなっていると思うけれども、長いテーマで県議会でも議論されているわけですから、もう少しこのところは書きようがあるのではないかというか、要するに姿勢そのものがどうなのかと問われていると思うのですよ。知事の答弁もこれも非常に僕はこういう書き方ではどうにもならないなという感じですが、どうでしょうか。

○川上好久企画部長 鉄軌道導入については、これは昨年来のビジョンの作成の過程、また総点検等々、それからまた県議会での御議論等を含めて非常に期待度が高いと承知しております。そういうことを踏まえて、昨年、基地跡地の調査であったわけでございますけれども、鉄軌道について少し踏み込んだ調査をしてまいりました。そういう意味では、まだ調査に取りかかった段階でありまして、そういうものを踏まえながら、これから後本格的に検討を進めていくということでございます。我々としては、昨年、一昨年に比べたらやはり粛々と進んでいると考えているところでございます。

○玉城義和委員 なかなか粛々と進んでいる感じを受けないので。自由民主党政権のころに、扇通商産業大臣のころに島袋宗康さんが質疑したことがあって、沖縄県が要求するのであれば、政府としてはきちんと受けて立ちますよと。こういったこともあるわけですね。それで、今度の政府にしても調査費を計上してやろうということですよ。東京のほうは、沖縄がやる気があればやりますよと何回も意思表示しているわけですよ。それに対して沖縄県が煮え切らないというか、やるぞという意思表示が見えないわけです。ですから政府としてはその気になってことし7月、8月には政府の調査も入るというのに、沖縄県がこういう状況でこれから検討してまいるとか、見直しの中で考えるみたいなことを言っていたのでは、これは政府だってやる気がなくなりますよ。ですから

もう少し、やはり沖縄21世紀ビジョンにも入っているわけだから、このところは少し政策的に、やはり知事もかなり思い切ったことを言っているのだから、もう少し踏み込んで政府の調査には積極的に応じると、むしろ引っ張るくらいの心意気を示してくださいよ。そうでないと、いつまでももたもたして前に進まないのですよ。

○川上好久企画部長 この間、こういう調査も入れて、これまでにない形で、また整備についての手法の研究もしてきております。県民の期待度が非常に高いことは承知しております、それに膨大な資金も必要であることは確かなことでありまして、その辺をやはりじっくり調査をしながら進めていくと。基本的には進める方向で作業はしていることを御理解いただきたいと思います。

○玉城義和委員 進めることを前提にということであればそれらしく書かないと。いつもこういう書き方で読んでいる人の意欲がそがれるというか、進めるなら進めるとやはり書いていただきたいと思うのですね。御承知のとおりJRは、東海とか西日本とか東日本とかだけが黒字であって、あとはみんな赤字ですよ、四国も九州も北海道も。それでも必要だから税金を入れて3%も4%も利息運用をして一いわゆる補助金ですよ。補助金でもって300億円も400億円もカバーしているわけだよ。我々もたばこから税金を出して国鉄の赤字をカバーしているわけですよ。そういう意味でもっと堂々と主張するべきであって、戦争がなければ今ごろ鉄道ができていますよ。40キロメートル、50キロメートルあったわけだからね。与那原町までも嘉手納町までもね。かつての国鉄の計画を見ると、昭和16年ごろに名護市までこの軽便鉄道を延ばす計画があるのですよ。ところが、第二次世界対戦でだめになっているわけで、戦後処理なんですよね。ですから金がかかるとか費用がどうかこうとかということだけ言わないで、もっと理論武装をして、私はこの際進めるべきだと思います。ですからポスト沖縄振興計画には目玉として入れるぐらいの、そういう県民世論をつくって行ってがちりとはめ込むという姿勢を、やはり私はことしの9月から12月にかけて出していただきたいと。川上企画部長は優秀なんだからもう少し腹をくくって、思い切って前に出てくださいよ。本当ですよ。そうしないと一あなたも名護市出身なんだから、ヤンバルまで聞こえるぐらいの心意気を出さないとだめなのよ。決意表明をしてください。

○川上好久企画部長 今委員からの激励をしっかりと受けとて、また頑張っていきたいと思います。昨年の調査で、これまでにないところを少し整理し始め

ています。今委員から言われるように理論武装をして、しかるべきときにきちんとその要請をしていくことになる話ですので、そのところはもう少し詰めていかなければいけない部分があるかと思います。そのところはしばらくまた見ていただきたいと思います。

○玉城義和委員 あなたもかなり慎重派だから心配しているけれども、もう少し思い切って前に出ていただいて、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 調査は2年間ということですが、中間報告みたいなものもあるんですか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、企画部長から質疑の内容について確認があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 国の調査の詳細なスケジュールは、まだ手に入れてございません。県のほうからは幾つか要望はしております。例えばこれまでパーソントリップ調査で沖縄本島中部から沖縄本島北部への人の流れとかをなかなか掌握していなくて、そういうところとか、県ができなかった部分とか、その辺を少しお願いしていこうかと思います。これから国と連携をしながら作業を進めていくことになるかと思いますが、今ちょっと詳細な国のスケジュールまでは示されていないので、今それについてはお答えはできない状況です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情平成20年第150号を除く陳情24件に対する質疑を

終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成20年第65号外10件及び企画部関係の陳情平成20年第150号の審査を一括して行います。

まず、知事公室関係の陳情10件について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○**又吉進知事公室長** ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は継続9件、新規1件の合計10件となっております、そのうち1件は企画部との共管となっております。

継続審査となっている9件につきましては、お手元に配付しております陳情説明資料の処理概要の欄に下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅な変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。

資料2ページをお開きください。

陳情平成20年第65号旧軍飛行場問題解決に向けた沖振計特別枠の設置を求める意見書の採択を求める陳情について、処理概要の5段落目以降を御説明いたします。

平成22年度からは、那覇市及び宮古島市の事業に加えて、読谷村と伊江村での事業実施に向け、現在、国に対し補助金交付申請を行っているところであります。

資料3ページをお開きください。

陳情平成20年第144号地上警戒管制レーダーの配備中止を求める陳情について、処理概要の2段落目以降を御説明いたします。

この中で、航空自衛隊与座岳分屯基地においては、老朽化しつつある現レーダーにかえて、弾道ミサイルの警戒監視も可能なレーダーを平成21年度から設置する工事が進められており、平成21年度末までに旧施設の撤去工事を実施し、

平成22年度で土台の整備、平成23年度中に本体設置予定とのことであります。

資料8ページをお開きください。

陳情平成21年第19号沖縄県所在旧軍飛行場地問題解決に関する陳情につきましては、先ほど説明した陳情平成20年第65号と変更内容が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

資料10ページをお開きください。

陳情平成21年第144号旧軍飛行場用地問題解決の継続審議に関する陳情につきましても、先ほど御説明した内容と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情につきまして、御説明いたします。

資料12ページをお開きください。

陳情第77号は、不発弾の早期発見と事故防止にする陳情でございます。処理概要を御説明いたします。

不発弾等の処理は、本県の戦後処理の大きな課題の1つであり、県民の生命・財産の安全確保及び県土の振興開発を図る観点から、早期に解決すべき問題であると考えております。知事公室所管の不発弾等処理事業は、不発弾に関する埋没情報をもとに実施しており、平成21年度までに1105件、約137トンの不発弾を発掘・処理しております。また、同事業以外にも国、県、市町村等で公共工事を実施する際に磁気探査が行なわれておりますが、全量処理にはまだ相当期間を要するものと思われま。今後とも国や関係機関の協力を得ながら、不発弾の早期処理に努めてまいりたいと考えております。

1つ目、磁気探査の徹底については、沖縄不発弾等対策協議会において、平成21年度から公共工事における磁気探査の原則義務化及び民間工事において磁気探査を行うよう指導することを申し合わせたところでありま。磁気探査の費用については、民間や一部の公共事業については自己負担があり、県としては、不発弾処理は戦後処理の一環として国が責任をもって取り組むべきと考えております。今後とも磁気探査の全額国庫負担について、引き続き市町村等と連携を図りながら、国に要請していきま。

13ページをお開きください。

2つ目、不発弾爆発事故に関する被害救済について、平成21年度に沖縄県不発弾等対策安全基金を創設したところであり、被害者への見舞金、被害を受けた公共及び民間施設等への支援金について、基金からの支出で対応することとしております。

3つ目、不発弾等の処理に関する費用については、国へ要請を行ってきたところ、平成22年度から公共、民間問わずすべて国の負担で対応することになっ

たところであります。

以上、知事公室所管に係る陳情10件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成20年第150号について、企画部交通政策課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和交通政策課長。

○**下地明和交通政策課長** 陳情平成20年150号航空自衛隊那覇基地へのF15戦闘機配備などの機能強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情については、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 交通政策課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

金城勉委員。

○**金城勉委員** 陳情第77号の2つ目で、この不発弾等の安全基金が創設されたとされていますけれども、額は幾らですか。

○**又吉進知事公室長** 基金額が10億円でございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 一点だけ。今の関係で早期発見をしても、前回うるま市に発見されたまま放置された不発弾がありましたよね。そういった連携ですよ。それをしっかりやっていかなければ、発見をしてもその後も本当に危険な状況が放置されるということになっていきますので、今のところ結構そういうことが多いですので、その辺の対処については、どういう対策をとっていくのでしょうか。

○又吉進知事公室長 委員が今御指摘の件は、うるま市で発見された戦後の米軍が使用した不発弾というのですか、そういう弾丸であったということで、実はいわゆる戦争中の不発弾につきましては、これは沖縄不発弾等対策協議会で協議して、処理が決まっていたのですが、ちょっと異例なケースということで、国、県の対応もおくれたということもございました。沖縄不発弾等対策協議会というものがございまして、これは政府、県、市町村と入っていますが、そこで改めて一正確には5月ですか、直ちに協議をしまして、その組織の要綱を変えまして、不発弾に準ずる爆発物の処理に関する連絡会を置いて、こういうものが出たら、直ちに現行のスキームで対応することを取り決めてございます。ちなみに弾丸自体は、沖縄県が運用しております保管庫に現在保管しております、安全は守られているということでございます。

○山内末子委員 それでは、戦前戦後にかかわらず、そういったたぐいのものはすべて処理すると、この基金をもって処理するということで確認していいですか。そういうことですよ。

○又吉進知事公室長 基本的に自衛隊が不発弾を処理するという事なんです、陸上自衛隊において処理が困難であると考えられる場合には、沖縄不発弾等対策協議会の関係機関がすぐに集まりまして、例えば米軍にこれを求めるであるとか、その具体的な処理に係る対応を協議するという事を、改めて取り決めたところでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
どうぞ御退席ください。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情平成21年第100号について、審査を行います。
陳情平成21年第100号について、警察本部交通部長の説明を求めます。
なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明
をお願いいたします。
北川秀行交通部長。

○**北川秀行交通部長** 公安委員会所管に係る陳情平成21年第100号県道222号線
への信号機・横断歩道設置に関する陳情につきましては、継続案件であります
が、処理方針に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。
御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 交通部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。
質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡
潔をお願いいたします。
なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ
うお願いいたします。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
どうぞ御退席ください。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、裁決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の裁決の順序及び方法について協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、乙第4号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例及び乙第5号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例の条例議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第4号議案及び乙第5号議案の条例議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第9号議案工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案は、可決されました。

次に、甲第1号議案平成22年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第11号議案沖縄県人事委員会委員の選任についての採決を行います
が、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより乙第11号議案沖縄県人事委員会委員の選任についてを採決いたしま
す。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決
いたします。

委員長は、乙第11号議案については同意しないと裁決いたします。

次に、乙第12号議案沖縄県収用委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第13号議案沖縄県公安委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第14号議案沖縄県公害審査会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第18号議案沖縄県監査委員の選任についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、乙第15号議案及び乙第16号議案の専決処分の承認についての2件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案及び乙第16号議案の2件は、承認することに決定いたしました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情51件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫